

研 究 報 告

第 19 集

(通算 第37集)

講演記録

南 和 行	同性カップル弁護士夫夫の事件簿から －SOGIEの話 大学だからダイバーシティ& インクルージョン－.....	1
末 吉 洋 文	日本における人権保障の現状と課題 ～多様性をキーワードに、ジェンダー平等や子どもの権利、 大学と人権など～.....	27
川 口 均	自然災害と人権 ～ソリューションは機能したか？～.....	51

活動記録

2023年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告.....	69
2023年度役員名簿.....	73
資 料	75

奈良県大学人権教育研究協議会

2024年8月

2023年度 奈良県大学人権教育研究協議会 記念講演会

2023年5月13日（土）
天理大学 オンライン開催

プロフィール

南 和行（みなみ かずゆき）

1976年大阪市生まれ。同性愛者の弁護士。同性パートナーで共に弁護士である吉田昌史（よしだまさふみ）と、大阪市の南森町で同性カップルの弁護士夫婦（べんごしふうふ）による「なんもり法律事務所」を開設している。弁護士夫婦とは、同年にMBS（毎日放送）で放映された南と吉田を撮影したドキュメンタリー番組のタイトルにちなむ。

1995年大阪府立天王寺高校卒業、1999年京都大学農学部卒業、2001年京都大学大学院農学研究科修士課程修了（農学修士）。農学部での卒業論文・修士論文のテーマは、住宅の外観的特徴と住宅イメージの相関関係を数量的解析。住宅という物と人の生活の快適さの関係を数字で結ぶところみであり、今でいうデータサイエンスのような視点であった。

修士課程修了後、新卒で入社した住宅建材メーカーで勤務していたが、学生時代からの恋人の吉田と一緒に弁護士になることを目指し、司法試験の勉強を始める。2004年に大阪市立大学法科大学院（既習コース）に入学し、2006年に修了。2008年、司法試験に合格し司法修習生（新62期）を経て、2009年に弁護士登録（大阪弁護士会）。

大阪市内の法律事務所で勤務弁護士をしていた2011年、別の事務所で弁護士として執務していた吉田と結婚式を挙げ、結婚式を機に、同性愛者であることを隠さない生活となる。そして2013年に「なんもり法律事務所」を開設する。弁護士夫婦の南と吉田、そして事務などの手伝いとして南の母親（南ヤエ）という家族経営の小さな事務所である。

吉田も南と同じ大阪府立天王寺高校の卒業生であり、昔からの地元の知り合いや友人などからの紹介案件も多い、いわゆる「マチ弁」であり、一般民事を中心に離婚・相続など家族の問題を多く取り扱う。

民法772条による無戸籍の案件や、性同一性障害特例法に基づく性別取扱い変更の審判や、性分化疾患による戸籍の性別記載訂正の審判については、社会的注目を集めるケースを多く取り扱う。過去には「一橋大学アウティング事件」の原告代理人や「ろくでなし子事件」の弁護人も務める。

南の趣味はイラストやピアノ、そしてピアノの弾き語りである。オリジナル曲によるピアノ弾き語りのライブも不定期で開催している。

弁護士業務以外では、LGBTや性の多様性についての啓発等をテーマにする講演会や研修の講師を多数務めるほか、松竹芸能に所属するタレント弁護士として、テレビ番組のコメンテーターとしての出演、映画やドラマの監修や執筆など活動の幅を広げている。

同性カップル弁護士夫の事件簿から

ーSOGIEの話 大学だからダイバーシティ&インクルージョンー

南 和 行

司会：

皆さまお待たせいたしました。ただ今から、『奈良県大学人権教育研究協議会 記念講演会』を開催いたします。

私は、本協議会の2022年度事務局長を務めさせていただきました天理大学の北垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日講師の南和行先生よりご講演をいただきたいと思います。

南：

大阪で弁護士をしております、南和行と申します。

私は今46歳で、京都大学の農学部の卒業で、その後、農学部で修士課程まで進みました。専攻は木材工学で、修士号取得したあと、木材を加工する建材メーカーに就職しました。2001年4月の新卒入社だったので、就職氷河期で、就活は大変だったのに、それでも地元の働きやすい雰囲気の会社に入れたのに、1年働いたところで「司法試験の勉強する」と言って会社を辞めてしまいました。大学院の卒業前、就職が決まっ

てから、同じ大学、京都大学の法学部の大学院に在籍していた恋人、今、一緒に弁護士をしているパートナーの吉田君と出会ったのですが、当時は自分が同性愛者だなんて隠していましたから、働きだして社会に出ると「僕と吉田君は、付き合っていて恋人同士なのに、社会の生活はまったく別にしかないんだ」ということをヒシヒシと感じて、そんな中、吉田君が体調を崩して大学院を休むことになって、僕は「弁護士だったら自営業で一緒に仕事ができるから、同性愛を隠していても、生活を一緒に共有できる」と思って、法律の勉強とか全くしたこともないのに、「司法試験を受けよう」と言ったのです。

そこから弁護士になるまでは、時間はかかりましたが、それぞれ弁護士になったあとも、今みたいに「同性愛者の弁護士です」と大っぴらに言うようなつもりはありませんでした。ただ、それぞれ別の事務所で働いていた2011年に、隠していたり隠していなかったりの不自由もあって、お友達や家族を招待して結婚式を挙げて、「僕たちは同性愛者で、同性カップルの弁護士です」と

いうのを隠さないことにしました。プロフィールに使っている写真も、その結婚式のときのものです。

今のように二人で事務所をするようになったのは2013年で、僕も吉田君も、大阪生まれ大阪育ちなので、仕事のお客さんも昔から知っている人やその紹介の人が多くて、一般的な民事事件や相続や離婚といった案件が主です。僕は縁があって松竹芸能に所属するタレント弁護士のお仕事もさせてもらっていて、昨日も『おはよう朝日です』という朝の情報番組にコメンテーターとして出させていただきました。

また今日みたいな形で、研修の講師や、講演などのお仕事も多くさせてもらっています。弁護士という肩書で呼ばれているので「法律では」ということだけでお話ししても良いのかもしれませんが、僕自身は「同性愛者の弁護士」ということに意味があって呼ばれていると思うことも多いので、「僕は同性愛者です」ということからお話をするようにしています。

結婚式を挙げた頃など「僕は同性愛者です」と言うことについて、「何でいちいち言うの?」「普通だったら隠すのに」と言われたこともありました。また市民講座でお話をしたときに、「何でわざわざ『同性愛者です』と言うんですか?」とか「そんな人前で『同性愛です』って言っていることに、お母さんは悲しんでませんか?」と、会場から言われたこともありました。

そして「誰も何も悪くは言っていないじゃないですか。私も、別に同性愛がどうのこうのとか思わないですよ」、「いちいち言わなくても問題ないのに、言うからよけいに変な感じになるんじゃないですか」といった具合に、それを言うこと自体が「世の中をざわつかせる」と批判的に言われることもあります。

そういう場面に直面すると、ますます「僕は同性愛者です」と言える僕は、できるだけ言わないとアカンのやろうと思います。

同性愛が珍しいから珍しいもの見たさで「皆さんお話を聞いてください」ということではないんです。同性愛者が珍しいわけではなく、「僕は同性愛者です」というのは、僕がそうだというだけのことなのに、なんでそれを隠さないということが珍しいことになるのだろうと、「僕は同性愛者です」という人に身構えてしまうのかなということを、考えてもらえたらと思うからです。

法律の話で、「一般的な裁判では人権はこうなっています」「国際人権規約では…」「日本国憲法では…」という話だったら、誰でも同じ話ができると思うので、「僕は同性愛者です」ということを話すのが僕が呼ばれる意味なのかなと思っています。

奈良県大学人権教育研究協議会のホームページを拝見させていただくと、「差別の現実には深く学び、豊かな未来を保障する人権教育を創造」と書いてあり、「差別の現実には深く学び」というのが僕はまず大事だと、

最近の世の中の情勢を見ても思います。まず世の中の実情として、当該属性にある人がどういう気持ちなのか…もちろん僕も僕のことしかわからないけれども、できるだけ現実を踏まえる機会になればと思います。

さて、今日お話しする項目立てはこういう順序で考えています。

- 「LGBTQ」という言葉—知る手がかりに—
- 「SOGIE」という言葉—考えるきっかけに—
- 「傷つくのはしょうがない！」—弁護士夫夫の事件簿—
- 「知らないことに心をひらく」—ダイバーシティ&インクルージョン—
- 「僕は同性愛者です」と言えるまで。
- 「僕たちのこと、家族のこと」—弁護士夫夫のカラフルデイズ—

大学を運営されている皆さんに、現実というものをどう捉えるか、考え方の目線のヒントになるお話として、「LGBTQ」という言葉のこと、「SOGIE」という言葉のこと、具体的に大学で起こった私に関わった裁判のことを、中心にお話しさせていただきます。

「LGBTQ」という言葉について、さっとおさらいをいたします。「LGBT」の4文字の場合もありますが、かなり浸透して多く

の人に知られるようになった言葉だと思います。

- L レズビアン（女性の同性愛）
- G ゲイ（男性の同性愛）
- B バイセクシュアル（両性愛）
- T トランスジェンダー（割り当てられた性別の不一致）
- Q クィア、クエスチョニング（あてはまらない、あてはめたくない、決めようがない、わからない）

…ということ、特に自分自身で説明するときに使う言葉の頭文字ですね。それで「LGBTQ」とか、「LGBT」だけを使って表すこともあります。

このように、「LGBT」にしても「LGBTQ」にしても、それぞれ違う言葉の頭文字です。ただ、実際はこの「LGBTQ」という言葉がセクシュアルマイノリティの全体を表す言葉として便宜的に使われています。ただ、性についてのさまざまな形や属性が「LGBT」という4文字で全て誰にでも当てはまって、そこに必ず誰もが収斂されていくというものでもないですし、この5つや4つで全てが表されているわけではないんですが、「便宜的」にセクシュアルマイノリティとされている人たち全体を包む言葉として使われています。

ですから、「LGBTQの人がいる」という表現はいささか不正確です。性の形を表す、属性を表す言葉はほかにもたくさんありま

すし、そもそも「LGBTQ」というのが造語ですので、「LGBTQの人がいる」わけではない。それぞれ一人一人、自分自身を説明する言葉があるので、「LGBTQの人がいる」と言ってしまうと、間違いであるということになります。

それを踏まえて、「LGBTQ」という言葉をもう少し紐解いてご説明します。「LGB」の同性愛・両性愛というのは、「性的指向」を表す言葉です。「性的指向」というのは、恋愛感情や性的関心が向く相手の性別の話ですね。その人を中心としたときに、相手の性別と自分の性別との対比を見たときの性的指向です。

そして、「トランスジェンダー」という言葉は、「割り当てられた性別との不一致」の状態を表します。医学の現場では「性同一性障害」という言葉で、トランスジェンダーの医療を必要とする人について診断名として書くこともあり、裁判の現場でもトランスジェンダーの人の戸籍に関する裁判の手続きを利用する人について、「性同一性障害」という言葉を使うこともあります。自分自身の性別がどうであるかを表す言葉です。

自分自身の性別が何であるかは、英語で「Gender Identity」、日本語に訳すときに「性自認」「性同一性」といった言葉を使います。「性自認」「性同一性」は一つの英語を日本語に訳しているのです、どちらが正しいということはありませんが、政治的な議

論などの場面で、「性自認」と「性同一性」の言葉の使い分けについて非常にこだわりのある人もいますので、僕は二つの日本語の両方を書いています。

「LGBTQ」と5文字で言った場合の「Q」というのは、「クィア」「クエスチョニング」という言葉の頭文字で、それぞれ違う言葉ですが、そもそもそういった定義と離れたところで、自分の存在を説明するときに使う言葉です。

この「性的指向」と「性自認」「性同一性」はそもそも別の問題です。つまり「LGB」と「T」とは別の問題なのですが、今は「LGBT」や「LGBTQ」というそれらを包含するひとつの言葉で、セクシュアルマイノリティ全体を説明するものとして使われています。

またセクシュアルマイノリティとされる属性は、LGBTQに限られるものではありません。例えばAの文字で「アセクシュアル」という属性を表したり、Xの文字で「Xジェンダー」を表したり、PとかNとか、これらは「パンセクシュアル」とか「ノンセクシュアル」という属性を表しますが、属性を文字や言葉で表すとなったら果てがないほどたくさんあります。

それではなぜ「LGBT」とか「LGBTQ」という言葉で、セクシュアルマイノリティ全体を表すのか、この言葉の歴史的経緯を説明します。「LGBT」「LGBTQ」は海外…特にアメリカの人権活動と共に日本に伝わっ

てきた言葉であり考え方として理解されま
す。もちろんアメリカの人権活動の現場で
も最初から「LGBT」とか「LGBTQ」とい
う言葉が存在したわけではありません。最初
はこういった呼び方もなく、「ただの変な人
たち」「そういう人たち」という扱いがされ
るのがセクシュアルマイノリティでした。

アメリカでの人権活動の歴史の中で重要
な事件として、1969年にニューヨークで、
警察が、トランスジェンダーの人たちが集
まるナイトクラブを暴力で不当な弾圧をし
たという事件がありました。そのような不
当な弾圧や差別に対して、「おかしい。何で
私たちだけは、暴力に晒されたり、嫌な思
いをさせられたりするんだ」と当事者たち
が、弾圧や差別に対抗する活動も盛んにな
りました。

そうした活動の中で、「私には、“レズビ
アン”という自分の呼び名があるんだ」「私
には“ゲイ”、自分の呼び名があるんだ」
「私には、“バイセクシュアル”という呼び
名があるんだ」「私は、“トランスジェン
ダー”なんだ」と、自分たちは「そういう
人たち」ではなく、それぞれにプライドを
持てる属性があることをアピールする自分
たちはそれぞれ違う属性だけれど、社会か
ら虐げられた者同士で手を携えて連帯して
「おかしい」と言っていくんだ…とプライド
と連帯を示す言葉として「LGBT」という
言葉がまず使われるようになったと僕は理
解しています。

そして「LGBT」の4文字に「Q」が5文
字目として加えられているのですが、「Q」
は「クィア」あるいは「クエスチョニング」
の頭文字とされています。

「クィア」という言葉は、どちらかと言う
とスラングとして、逆に「変な人たち」
「ちょっとキワモノ」というときに、相手を
馬鹿にする蔑称として使うこともある言葉
です。それを逆手に取って、みんなが嫌な
気持ちで私たちに投げつけてきている言葉
を私たちの名前として奪い取った…という
意味合いもあって、自分たちのことを「クィ
ア」と呼ぶ人もいます。

また「クエスチョニング」という言葉は、
自分自身について、属性として何かしらの
言葉での定義づけができないとか、したく
ないとか、固定的なとらえ方をしていない
とか、そういう意味合いで使われているよ
うに思います。

「LGBTQ」という5文字とすることで、
セクシュアルマイノリティ全体を表すちょ
うのは、そういう言葉の経緯があるとい
うのが僕の理解です。

ちなみに日本で「LGBTQ」という言葉が
よく知られるようになったのはここ数年で
すが、セクシュアルマイノリティの人権の
取り組みは、日本でも地道な活動が積み重
ねられていました。1990年代には、同性愛
者に対する公共施設の利用拒否についての
裁判がありましたし、HIV/AIDSについて
の社会的な取り組みの中で、多くの人が同

性愛者に対する差別や偏見に対する血のに
じむ活動をしてきました。

ただ、セクシュアルマイノリティ全体の
人権保障や差別解消という議論は、「LGBT」
とか「LGBTQ」という言葉が普及するの
に合わせてようやくされるようになったよう
にも思います。そうなると多くの人にとっ
ては、突然に人権の用語として「LGBT」
や「LGBTQ」がやってきたようにも思われ
るのか、「どうやらLGBTQな人が自分たち
の身近にもいるらしい」みたいな話とか、
「今までみたいに、“そういう人たち”とか
言ったら怒られるから、“LGBTQな人”と
言わなきゃいけないらしい」とか、「普通の
人たち」と「そうでない人たち」を線引き
をするのが「LGBT」とか「LGBTQ」とい
う言葉だと誤解されていると感じる場面も
現実にあります。

僕も、とあるテレビ番組にトランスジェ
ンダーの人についての法律上問題を解説す
るために呼ばれたとき本番前の打合せて
「…ということで、LGBTの当事者である南
弁護士に解説をお願いします」と紹介する
という確認がされたのですが、「いやいや、
違うんですよ。僕は、弁護士として法律や
制度のことをお話できるけれども、僕は
同性愛者として“LGBTの人”ではありま
すが、トランスジェンダーの人の戸籍や法
律の問題については当事者性がないので」
と言ったら、本番のときは「…トランスジェ
ンダーの人の戸籍を巡る問題について、同

性愛の弁護士としてLGBTのさまざまな問
題にも関わっておられる南さん」という紹
介をしていただきました。

このときは説明をすることで、誤解され
る形でのLGBTという言葉の使い方はされ
なかったのですが、言葉が普及することで、
「そっち側の人」と「こっち側の私たち」と
いうわかりやすさのためにLGBTという言
葉をつかっていいという誤解があると実感
しました。そこで僕は講演などでは意識的
に、「じゃあ“ヘテロセクシュアル”“シス
ジェンダー”という言葉をとにかく覚えて
ください」とお話しています。

H ヘテロセクシュアル（異性愛）

C シスジェンダー（性別が一致してい る）

これは世の中一般に、悪気なく「普通」
ということを説明する内容についての言葉
です。「普通」と言うのではなく、「ヘテロ
セクシュアル」「シスジェンダー」と言いま
しょうよ…というと、「ああ、なるほど」と
いう受け止めをしていただけることが多い
ように思います。

「ヘテロセクシュアル」という言葉は「異
性愛」の意味です。性的指向や恋愛感情の
相手の性別を表す属性で、自分と違う性別
…「男性である」と自覚している人が女性
に、「女性である」と自覚している人が男性
に対して、恋愛感情や性的関心を持つとい

う形が異性愛です。

「シスジェンダー」は「トランスジェンダー」の反対の意味、対義語です。「トランスジェンダー」が性別の不一致を表す言葉であるなら、「シスジェンダー」は性別の一致を表す言葉です。

僕は性自認とか性同一性で言えば「シスジェンダー」です。僕は、自分自身の性別が、常にどういう場面でも一致しています。僕自身は男の体で生まれて、お医者さんが「男の子だ」と言って出生証明書に「男」と丸を付けて、親も「男」に丸を付けて僕の出生届を出しました。そしてそのとき僕の親は、出生届に、日本社会では概ね男性であると認識される「和行」という名前を書きました。そうして僕の社会的な取り扱いや法律上の取扱いは「男性」とされて、親兄弟そのほか周囲から僕は「男の子」として扱われて成長していきました。

成長の過程で自我が形成されてますが僕自身も誰に言われるでもなく「ああ、僕は男の子と言われているな。そして僕が年を取ったらお父さんと同じになって、そこからお爺ちゃんになる」という風に、生物としての性別の違いや、社会的な性別の概念を自分の物と理解して、自分のことを身体的なことも、社会的な振る舞いも、「自分は男性だ」ということを自分の性別として受け容れて、それを自分の当たり前としてきました。

そんな僕は、今46歳ですが、社会に対し

て「僕は男性です。」という認識のもとで、男性として扱われるように社会にアプローチして、例えばパッと見たときに男性と分かる服を着て、男のお風呂に入って男のトイレに入って、僕の生活はどこをどう切り取っても性別は男性なのです。

僕のようにずっと性別が一致している状態を「シスジェンダー」と言います。ところが、この言葉を知っている人はすごく少ない。でも世の中で圧倒的に多いのは「シスジェンダー」の人です。これが「普通」のすごいところです。「普通」たる人は「普通」たることを他人に説明する必要ないほど、そもそも自分で自分を説明する言葉を考えることなど全く不要に、普通だということです。

僕自身も、自分のことを表す「シスジェンダー」という言葉をずっと知りませんでした。「同性愛者の弁護士として本を書きませんか？」と言ってもらう機会があり、本を書くにあたって、LGBTという言葉の説明もしたほうがいいなとなり、そのときに「そういえば、トランスジェンダーではない、僕みたいな普通の人のことを表す言葉ってなんだろう」となってようやく「シスジェンダー」という言葉を知りました。

先ほどお話ししたとおり、性的指向についても果て無く多くの言葉がありますし、ジェンダーアイデンティティーを表す言葉についても例えば男女の二分での性別概念があてはまらないことについて「Xジェン

ダー」という言葉があるように、いろいろあります。

もとはそれぞれの人の形やあり方の説明なので、説明しようとすればするほど言葉は増えざるを得ませんし、あますことなく説明できる知識や言葉を勉強しようとすることは、かえって「目の前の人のことを、自分の勉強した知識や言葉で勝手に決めつける」ことを招きかねません。そこで僕は、「自分は普通やから」と思う人に、ぜひ自分のことを説明する言葉として、ヘテロセクシュアル、シスジェンダーという言葉を知ってもらえたらと、それで発想が変わるのではと思うのです。その発想からの言葉が次に紹介する「SOGIE（ソジイー）」という言葉です。

「SOGIE」という言葉ー考えるきっかけにー

■誰にも自分の「性的指向（Sexual Orientation）」がある。

■誰にも自分の「性自認（Gender Identity）」がある。

■誰にも自分の「性表現（Gender Expression）」がある。

■誰の「ありのまま」も同じように尊重される。

■「LGBT」という「特別な人」がいるのではない。

■「LGBT」への配慮は「特別扱い」ではない。

この「SOGIE」という言葉は考え方の視点の問題です。

「SOGIE」も頭文字で、「Sexual Orientation（性的指向）」の「SO」を、そして「性自認」とか「性同一性」を英語で表す「Gender Identity」の「GI」、そして「性表現」、「Gender Expression」の頭文字を先ほどの「Gender Identity」と合わせて「GIE」としている言葉です。

この「性表現（Gender Expression）」とは、社会に対する自分の性別についてのアプローチとしての表現です。「性表現」という漢字だと、なにかawaiiせつ表現のようなイメージを持つかもしれませんが、そうではありません。「性自認（Gender Identity）」は内心にとどまる部分についての言葉ですが、社会に対して自分自身の性別や性に関する内面をどのようにアプローチしていくか、また社会にどういう受け止めや扱いを求めるか、名前や言葉遣いや服装などにも通じる社会における自分のキャラクター設定の自由が「Gender Expression」と私は理解しています。

「SOGIE」という言葉は、「それぞれ自分自身を説明する言葉があるということを、まず出発点にしましょう」という視点の言葉です。誰にでも自分の「性的指向（Sexual Orientation）」「性自認（Gender Identity）」「性表現（Gender Expression）」がある。それぞれどんな形、どんな状態も、同じように尊重されるんだ…という視点です。

この「SOGIE」の視点から考えると「LGBTとかLGBTQという特別な人が最近はいから、そういう人たちに特別な配慮をしないと怒られる」とか、「あの人は、普通の人と違うから、特別扱いしてあげないといけない」という発想から抜け出せるようにも思います。

LGBTQの人たちの不利益というのは、今まで気づいていなかっただけのことだと。ヘテロセクシュアル、シスジェンダーの人が多から、それを中心とする仕組みや文化や価値観の中で気づいていなかったけれど、「そうか同じじゃない人もいるのだから、気づいた限りは、変わっていかないと」と思えたらということです。

性別を理由に民間のスポーツクラブの利用を排除された方の裁判をやったときに、その人とディスカッションをする中で、僕も思わず「ちょっとぐらい我慢できなかったの？」と言うことがあるんです。

「あなたの性別はそうかもしれないけど、あなたは実際こうで社会の受け止められるのだから、あなた自身が我慢したら？」と僕も思うわけです。そしたらその人に、「何で？」と言われました。「先生は、同性愛で嫌な目に遭ったかもしれない。でも、『自分は男です』と言っただけで嫌な思いに遭ったことはあるの？」と。「私が何で嫌な思いに遭ったときに、我慢するのが当たり前なのですか？ 私みたいなジェンダーアイデンティティーの人が我慢しないといけない

て、法律のどこに書いてあるのですか？？」と言われました。

もちろん法律には「こういうジェンダーアイデンティティーの人は我慢しなさい」なんて書いていません。むしろ憲法を紐解けば、「人の属性で差別をしてはいけない」と書いてあります。LGBTQという言葉を書き引きのために使ってしまうと、「でも、そういう人たちだから、やっぱり我慢してもらって」ということも言いやすくなってしまいます。SOGIEという言葉は、「なんでそれぞれにそれぞれなのに、この人たちだけが我慢しなきゃいけないの」という発想です。僕は「SOGIE」という言葉を大事に考えたいと思います。

「SOGIE」を考えるきっかけとして、こういったアプローチをお話することもあります。結局自分と照らしたときに、自分と違う人についてギョツとする、「へえっ」と思うわけですね。「話には聞いていたけど、本当にそんな人がいるんだ」みたいに思うこともあるかもしれないですし、話にも聞いたことがない。でも性別とか恋愛とかあるいは性的関心、性の問題…「じゃあ、皆さんそれぞれどうでしたか？」というと、「自分の性別をいつどう自覚したでしょう」、あるいは自分の恋愛感情とか性的関心は、そもそもあまり自覚的でないという人もたくさんいらっしゃるわけですね。

誰もが当たり前に恋愛をしたり、性的な営みを人生のプロセスの中で必要としてい

たりするわけではないですね。自分はたまたま、性別とか恋愛とかさまざまな形で体験があったり知識が入ってきたり、経験があったり、あるいは自分自身の内的な湧き上がるものに気づいたりして形作られてきたというだけなので、もっと細かくミクロに見ていけば、みんなバラバラとなっているわけです。

ただ、社会全体の制度とか歴史的に積み重ねられた文化の中で、典型的とされる一定のパターンがあって、そうではないと思われてしまう属性とか形があって…という中で、どうしても自分が属している集団とか国とか地域の文化とかにすっとはまる形だったら、自分がそうだとすることを自覚することなく、「自分は普通だからこうなって、みんなきつとこうに違いない」と思ってしまう。

そうになると、自分と違う人が出てきたときに「自分と違うのはなぜなんだろう」という以前に、「この人、普通じゃない」となってしまう。そういった考え方の立ち止まりというものは、法律をこれからどうしていくかと、包括的な意味で世の中の差別とか偏見をどうしていくかということの一つ手前の、人と人とのコミュニケーションの問題として大事なのかな、と思います。それは、性についてのいろんな紛争をやっていると尚更思うところです。

ここからは、ちょっと具体的な案件の話をしていきます。

「傷つくのはしょうがない！」—弁護士夫婦の事件簿—

■「戸籍の性別」を理由にスポーツクラブの利用を拒否された人の裁判

■同性愛を暴露された学生を救えなかった大学の責任を問う裁判

■40年連れ添い死別したパートナーの親族から仕事も家も奪われた人の裁判

■救急搬送先の病院でパートナーへの説明を拒否された弁護士夫婦

■「LGBTQだからしょうがない?」「我慢するしかしょうがない?」

■「法律や制度がない＝権利がない＝差別していい?」

当事者の人が裁判に来られたときに、非常に傷つけられたり、不利益を被ったりして、それに納得できていないのに「傷つくのはしょうがない」「自分が不利益な目に遭っていることはしょうがない」と、本人が言うことが多い。

長年一緒に男同士・女同士で暮らされていて、片一方の方が亡くなられて、養子縁組をしていたわけでもないのに、法律上の相続人ではない。その中で、亡くなった人の親族で法律上の相続人がやってきて、財産とかそういうのを持って行くだけでなく、わざわざ傷つけるようなことを言われたという相談があります。「法律上の相続人が財産を100%持っていく権利があるのはわかっているのですが、何でことさら傷つけてく

るんだろう」みたいな場面です。こういうとき僕は「そんなのはおかしい、怒りましょうよ。聞いているだけで腹が立つ」ともちらん思いますし、本人さんも腹が立ってやるせないから相談に来られているのですが、一方で「でもしょうがないですよ、私は同性愛だから…」みたいな「権利がないこと」をもって、「差別されることをあきらめること」になってお話をされる方も少なくないです。

だから「しょうがない」ということが大事だと思っています。それがこの項目の一番上に書いている「戸籍の性別を理由にスポーツクラブの利用を拒否された人の裁判」での僕の経験で、「何で私が我慢しないといけないと、どこに書いているの？」と本人さんに言われたことのことです。

とはいえ当事者の方が、紛争とか裁判を続けることのしんどさを目の前に、そういう形で自分を言い聞かせてあきらめることはあります。ただそのことを表面的に、傷つけた側やひどいことをした側が開き直る理屈付けにはしてはいけないと思います。

2010年に控訴審が終わって判決が確定した案件ですが、「一橋大学アウトティング事件」として報道などもされた裁判が二つ目の項目です。僕はこの裁判の原告の代理人でした。この案件については、一橋大学のロースクールに通っている男子学生さんが「同性愛である」ということを暴露されました。そのことでA君は学校に行くこともし

んどくなる状況で、それについて、自分自身のロースクール卒業まであと半年だったんですけど、「その状況を改善してほしい。また、暴露行為をした人への大学からの積極的な対応をしてほしい」と、教授やハラスメント相談室に対して言っていたんですね。

ただ、夏休みが2カ月間あったんですけど、実際には何かされるということではなく、後期の授業の最初の日、A君は校舎のベランダから転落して亡くなりました。

僕はA君が亡くなる前に彼からメールで相談を受けて、LINEのやりとりもしていました。彼が亡くなったと、ご遺族がA君のPCで僕とのやりとりを見つけられて「こんな大学の対応はおかしいじゃないか」とご相談に来られて、裁判になりました。

一審も二審も判決では、大学には「法的な責任はない」という結論になりました。ただ東京高等裁判所の控訴審判決では「同性愛を暴露するということは、人格権ないしプライバシー権を著しく侵害する許されない行為である」と明言されました。また控訴審判決では、細かい経緯をミクロに捉えて「法的責任はないけれども、あの時相談を受けていた大学の人がこういうことに気づき、こういう対応措置を組織として検討していれば、同じ結果にはならなかったのではないか」と、踏み込んだ認定はしてくれました。

ただ、そこで「大学の先生なりが動いて

くれていたら、同じ結果にならなかっただろう」ということは考えられたとしても、「そこまですべきことが法律上の義務違反とまで言うのは難しい」という内容でした。

この案件については、大学におけるハラスメント相談のあり方についても一つの議論の争点でした。この裁判を受けて奈良女子大学では「非常に大変な問題だ」と思ったハラスメント担当の先生方が、ハラスメントの規定の改定作業などをされました。性的指向とか性の問題についての暴露とか、またそういうことが起こった場合の学生さんへの関わり方について、丁寧な論点整理のもとで、非常に行き届いたハラスメント規定の改訂がされたと記憶しています。まだ裁判が終わる前の時期でしたが、僕自身も裁判に向き合う中で非常に大きな励みとなりました。A君本人が学校とのやりとりを全部事細かに残してくれたから、社会に対してその現状を伝えることができたと思います。

もう少しこの裁判の案件の中身を見てみますと、A君が「クラス替えをしてほしい」と言ったことについて、大学の先生が「いやいや、同性愛をばらされて嫌だと今言っているのに、クラス替えなんかしたら、少人数のロースクールで『何があった？』とあなたが知られたくないことがより知られる危険がある。あなたがそのリスクを負う覚悟があるなら、クラス替えの手続きを自分でしなさい」とはっきり言っています。

この先生は裁判の証人尋問でも「そう言いました」と言っています。

また、その相談を主に受けていた先生が、他の教職員の方と「こういう対応をしました」という情報共有をメールでされているのですが、そこには「夏休みだし、実家に帰るし、A君の気持ちが落ち着くことを期待するしかありませんね」と書いてあるのです。被害者であるA君が「落ち着くことを期待するしかない」というのが大学の本音なのかと。A君は「クラス替えして」と言っているのに、またA君は暴露した学生さんに対する積極的な指導なりもしてほしいと言っているのに、A君は大学からのアプローチを求めているのですが、大学の本音はA君が「落ち着くのを期待」だったのです。

A君が「して」ほしいことは、ちゃんとA君が示して伝えているわけです。具体的に「これとこれをしてほしい」と。なのになぜ、「A君の気持ちが落ち着くことを期待するしかない」のでしょうか？

A君が亡くなる直前の最後の最後に送ったLINEがありまして、そこには“おかしいじゃないか”と書いてあります。まさにこの暴露によって孤立させられたのはA君本人なのに…「何で？」ということが“おかしいんじゃないか”ということなのかと思います。「嫌な思いをしたのは自分なのに、なんで自分がしっかりしろみたいなオチになるの？おかしいじゃないか…」このA君

の気持ちは、僕も同性愛者ですから想像ができる部分が多いわけです。

その裁判の頃は、僕もすっかり「同性愛者です」と言えている日常でしたし、仕事でもどこでも僕が同性愛者であることは知っている人と、会うなり話すなりでした。ただ僕も弁護士になってからも、彼と結婚式を挙げるまでは、同性愛を隠していました。僕が同性愛者だと知っている人は、何かしらの形で僕が「実は・・・」と伝えた人で、例外的に知っているという人ばかりでした。僕も10代の頃、20代の頃は、「知られたら・・・」ということをいつも気にして生きていました。

だからA君の気持ちを想像できる部分も大きかったのですが、一方で、知り合いの弁護士さんから、この裁判の報道について「まったくわからない」と言われたこともありました。「南君、何でこんな裁判をしているの？同性愛の差別って、そんなにないと思う。現に僕は南君が同性愛と分かってからも、こうやって友達付き合いをしているやん。何で“暴露された！差別だ！”というからそうなるのやん」と言われるんです。そこで、「アウティング」ということについて説明します。特に個性があるようでないようで、みんな同じような感じで学校という場にいます。そこで誰かが「あいつはゲイだ！」と言うと、みんなびっくりする。一瞬「ああ、びっくりした」で終わるようなものではないんです。

「あいつはゲイだ！」と言われて、周囲は「ひゃあ！」となり、結局そこから先は「あの人はゲイ」という色はもう取れないわけです。「気にしていないよ。聞かなかったことにする」と言ったって、聞こえているわけです。映画とかドラマの撮影みたいにNGで撮り直しというのではなくて、日々回っている中でみんながもう知っているんです。そこで、知っていることを前提とした関係になるわけです。

もちろん、「何も気にしないよ」と言う人もいるかもしれないですけど、そう言っている段階でもう知っているから「気にしないよ」という説明が必要になるのです。今まで見えていたのと違う色で見えているA君を前提にした付き合いになるし、場合によったら動きが生じるし、そしてA君にとってそれがどう見えるかと言うと、「やっぱり僕はみんなから見たら“あいつはゲイだ！”と知られてしまった僕として、みんなに見られているんだ」…となるわけです。

これは、「A君の気持ちが落ち着いたらいいですね」って、A君がみんなに合わせて…みんなが折角「聞こえなかったフリをしよう」と言ってくれているのだから、「あんたもそれに合わせて、みんなが聞いていないフリをしなさい」ということですよ。A君はこうなった事実は何ともできないので、こうなった事実を前提に「私が安心できる環境になりたい」と相談しているのに、「あの子は知っているのかな。この子は知っ

ているのかな」というのが苦痛だから、「いっそクラスのみんなに『僕はゲイです』と言います」と、夜中に発作的にメールで言ったりするんですね。教授が「早まってはいけません。そういう自暴自棄なことをしてはいけません」みたいなことを言うんです。

でも、それは「先生が面倒くさいと思っているんじゃないですか？」と僕は思います。だってA君からしたら、言いたくなかったんですよ。A君が書き遺したものには「自分のタイミングで、自分のことを人に徐々に伝えたかった。今はそういうタイミングではないと思っていた」と言っていて、A君は自分のタイミングではなくばらされたわけですから、A君としたら知られた状態での自分の居場所や人間関係など、生活環境を整えざるを得ないですよ。

そうすると、A君自身にその状況を作った責任がないのに、彼に「自分で自分の安定した場所を作り出せ」ということは、それはすごく過酷この上ないと僕は思うのです。それが、A君自身が遺した「おかしいじゃないか」という言葉だと僕は理解しています。

一橋大学の法科大学院（ロースクール）で、理屈としてやってはいけないことをやったときに、社会制度の中でどういう風に問題が解決されて、あるいはいろんな人の心のわだかまりが解消されていくのかということが、理解できるインテリジェンスのあ

る人たちの集団であるにも関わらず、なぜこんなつらい結末にしかならなかったのかと僕は、非常に悲しさを感じます。

やっぱり、差別や偏見というものは人の心の問題、人に対するやさしさの問題だと思います。頭ごなしに「法律で禁止されている」とか、「G7のほとんどの国ではこうなっている」とか、「国連ではすでにこういう基準なんだ」とかを言っているだけではなかなか解決しない、本当に人の心の問題で、「ああそうなんだ」と思いやる感情になるように伝えていくことなんだなあと、この案件で思った次第です。

先ほど、奈良女子大学の方でこのお話に基づいてハラスメントの諸規定の改定などを一生懸命取り入れてくださった…というお話をしましたが、僕はこういう裁判をやっていたさなか、関西の方で他の大学からこの件についてお話を聞いてくれるんですね。それで行きますと大阪にもたくさん大学の大学があつて、伺ってこういう話をすることがあるわけです。

もともと短期大学で4年制になって、学科・学部も1つだけという小規模な私立大学で一橋大学アウトティング裁判のお話をしたあと、事務職員の方から「何で一橋大学みたいな立派な大学なのに、みんな気づかなかったんですか？うちの大学だったら、私たちのような事務職員でも1階の事務室のカウンターで学生さんの毎朝の通学の様子を見ていて、『あれ？あの子ちょっと大丈

夫かな？調子悪いな』『あの子最近ちょっと元気がない』『あの子とあの子仲悪いのかな』と感じることも多いし、心配だから声かけとかするんですよ、『大丈夫？』とか。私たちの大学ですらそういう声がけをして、人間関係の中で事務職員も先生も学生さんたちも、『困ったね、何とか助けてあげたいね』とうまく調整するのに、どうして一橋大学のような大学でそれができなかったんですか？」と聞かれたことが印象に残っています。

本当にこの問題…一橋大学のアウトティング裁判のA君に起こったことは、日本のいろんな歪みを…大学教育などにおける歪みを映し出しているように思いました。

今回の具体的な案件から、僕自身も「LGBTQ」だとか「性自認」だとか「SOGIE」ということ以外で、果たして誰も傷つけることなく人生を生きられるかと言えば、絶対にそんなことはないわけです。じゃあなぜ自分が失敗したんだろうと思うと、自分と違うこととか、自分が知らないこと、自分がびっくりしたことについて、自分の問題として聞き取ることができなかったことというのは、非常に問題として大きいかなと思うんです。

そういう時に、どうしても分からないから、親身になってあげたくても正直本当に分からないから、「普通と違うからしょうがない」ということを言うてしまうことは結構あるなと、聞いていても思います。

高校の先生の研修などでお話をしたときも、正直「我慢しろ、大人になったらできるから。普通じゃないんだから…」という言い方しかできないということを言われたこともありました。ただ僕は、それはやっぱり違うのではないかと。もちろん、「私はあなたと違うから。あなたが何で痛い・痒いと言っているのか、正直同じ痛み・痒みは分からない・・・」というのはその通りだと思います。

ただ分からないところにこそ、その人が苦しんでいることの根っこがあるのではないかと思います。「何で私が痛くも痒くもないことを、この人は痛いとか痒いと言っているんだろう？じゃあ、私には痛くも痒くもない何がしかのことがその人にとって痛いとか痒いのだったら、それを思わせていることがその人にとって一番つらいところだ」とその人が楽になる方法を探る手掛かりにはなると思うのです。その部分を否定したら「あんたが大袈裟」「あんたが嘘」ということでしかなくなってくるわけで、そんなわけではないんです。

あと、これはよくあると思うんですけど、自分が傷つけてしまった、自分の言動が人を傷つけてしまったことを認めるのって、自分が失敗した感じがしてすごくしんどいじゃないですか。だから「急にそんなことを言ったあいつが悪い」「だって知らなかったもん」と、自己防衛的に開き直るようなことを言うてしまうこともあると思います。

そのときになぜ自分は「へえ、そうなんだ。あなた同性愛なんだ」と思うだけでなく、「ええッ！そんなん！」と反発する気持ちを思ってしまったのか。

自分がすごくびっくりしたり動揺したりしたということは、それだけ自分自身が相手に対して何かしら強い感情を持っていたからかもしれないです。あるいは「傷つけてごめん」と言って非を認めたら何か賠償しなければならないという都市伝説のような話を思ってしまったのかもしれないです。そういうときに単純に「ごめん。知らなかったから、変なことを言ってしまった」と言えたらよいのと思います。

ただ学校の先生も組織の中での立場なので、安易なことも言えないと思います。例えば「トランスジェンダーかな？」という生徒さんから「制服を着るのがしんどい」と相談を受けたときに、相談を受けた先生だけの判断で「明日から好きな制服を着てきていいよ」と言えるものではないとも理解しています。でも、「ごめん。私はここまでできる立場じゃない」と言ったうえで、一緒に考えることでも良いと思います。そして組織の問題として取り組むためには、どうしてもその先生だけでできることには限界があることを、伝えてもらえたらと思います。「取り組みを考えるために、あなた自身のことを、ほかの先生にも話をするけれど、そのことはいいかな？」ということと、さっきの一橋大学の教授の「クラス替

えしたら、あんたの知られたくないことがもっと知られる」というのとは全然次元が違うことです。

今あなたの不利益を完全に解消することは実現できなかったけど、それはあなたが悪いんじゃない。世の中や制度や、その中にある悪気のない常識が問題で、それがあなたに嫌な思いをさせているということはしっかり伝えて、その人が自分を責めないようにしてあげたいと思います。僕が弁護士として相談を受ける中で、法律がないとか制度がないということをもって、「不利益を我慢しなければならない」とか「差別されてしょうがない」とか、不利益を被る側がそもそも自分を責める前提で理解しているように感じることも少なくありません。極端な話、「自分の存在が法律違反だから…」みたいな気持ちでいる人すらいて、「いやいや、法律違反と法律で保護されていないのは全然違いますよ」ということは言わずもがなだからこそ、確認しておきたいと思います。

最後になりますが、今日、僕がお話しさせていただいたことは、あくまでも僕の考えであり、僕自身が自分の経験の中でこう思っているということです。これが全てということはないです。ただ、今日の研修に参加された教職員の方が、学校の運営に持ち帰られたときに、僕が話したようなことを、何かの問題に向き合うときのヒントにしてくださればと思います。キャッチーな

イベントや取り組みで、何かがすぐに変わるとは思わないですが、今後、学生さんと大学のことで、あるいは教職員間のことで、あるいは学生さん同士のことや、学生さんと家族の関係でも、問題の解決のお役に立てたらうれしく思います。特に「目の前で困ったと言っている人に何もしてあげられなくて、だんだんその人のことが、クレーマーみたいに思えてきた」というときに、その人からは世界がどのように見えているのかを想像してもらえたらと思います。

司会：

南先生、ありがとうございます。

それでは、今先生からもお声をいただきましたが、質問をお受けいたしたいと思います。質問のある方は、「手を挙げる」ボタンをクリックしてお知らせいただけたらと思います。いかがでしょうか。

質問者 A：

大学の中では、障がいを持つ学生に対して合理的配慮というところで、担当部局の方から「こういう学生は教育の面でこういう配慮をしてください」ということはだいぶ浸透していると思います。

もちろん「LGBTQ」と障がい者向けの合理的配慮をイコールに考えてはいけませんが、大学としての組織的対応として、「LGBTQ」「SOGIE」という点で、南先生からこういう風に大学として関わっ

ていただきたいという何かご要望であるとか、「こういう形でやればスムーズに行けるんじゃないか」といった事例をもしご存じでしたら、ご教示いただけたらと思います。

南：

ご質問をいただいてありがとうございます。

障がい者差別解消法に基づく合理的配慮の実施というのは、大学や公的機関がさまざまにしているんですけど、もちろん「LGBTQ」の問題が障がい者差別解消法の対象になるという話でないことは、もちろん共通の理解となっている上で敢えて私の考えをお話すると、障がい者差別解消法に基づく合理的配慮は、LGBTQの問題を考えることの大きなヒントになるということです。

というのは、障がい者差別解消法の施行に伴い、例えば文部科学省なんかも大学をはじめさまざまな教育機関に「合理的配慮って、具体的にこういう考え方ですよ」とすぐいろいろ通達や指針を出していると思うんですけど、結局そういった根っこは一緒なんですよ。

本人さんが抱える問題とか、本人さんにこういう不利益があるよとか、「困っている」と言っていることについて、型にはめずに引き取って、「まず、どういう風にしていけばいいだろう？」というのが障がい者差別解消法における合理的配慮の考え方の

根底にはあります。そして組織での対応となると、予算とか設備の問題とか、どうしても現実的にできることとできないことがある中で、それでもできるところまで調整していこうという考え方が、障がい者差別解消法の中には盛り込まれていると思います。そういう点で、LGBTQの当事者に対してどう関わるかということを考えるときに、このことはとても参考になると思っているのです。

あと、障がい者差別解消法とは少し違う視点で言いますと、「LGBTQ」とか「SOGIE」の問題の場合について、いきおいマジョリティ側として、自分と違う人が存在することへの不快感とか、我慢させられるという話を向けられることがあります。例えば「同性愛の人と一緒に教室で授業を受けることの不快感をどうしてくれるんだ」とか、自分と一緒にトイレを使っている人が皆自分と同じ体をしているかどうかが気になってしょうがないとか、「LGBTQに対する、私の不快感とか不安感をどうしてくれるんだ」ということが持ち出される。そして、そのようなマジョリティ側の「不快感や不安感」を方便に、LGBTQの人からの「困った」という相談について「対応できないんです」と突き放す。

そのようなマジョリティ側の原理について、「それは違う」という視点を常に持っておくことが大事と思っています。というのは、性の問題については、アウティ

ングであるとか、同性愛者やトランスジェンダーの人に対する個別の嫌がらせというのは、結構、職場にも学校にもあります。

そういう場面で、マジョリティ側の人の「だって不安やから」「だって気持ち悪いから」「だって私は嫌なんだもん」という開き直りのような言い分について、あたかもそれがひとつの意見だとか正論だとかいうかのように、「右の人の話と、左の人の話と、どちらもそれぞれ自分の意見だから、中立的な立場として何もしません」みたいなことをするのは、まったくおかしいのです。「何もしません」ということは、現実にはその場で今、傷ついている人について、それを放置するということですし、その人に「傷ついているのは、アンタが他の人と違うから、しょうがない」と言うのも同じです。それは違います。

表面的に「こちらの意見と、あちらの意見」を聞くのではなく、それぞれの切実さや緊急性を見極めないといけません。かたや一方は、学校を辞めるか辞めないかの瀬戸際の苦しみだったり不自由だったり不利益だったり、かたやもう一方は「私は気持ち悪いことを、気持ち悪いと言いたいだけ」「私は、自分と違う人が目に入ることを我慢するのは嫌なだけ」だったとしたら、それぞれの言い分には、おのずと軽重が見えてきます。

こちらの人の不利益を解消したからと言って、こちらの人の不利益が増えるわけでは

ない場面もあるのです。むしろこちらの人
が不利益と言っているのは、心のわだかま
りくらいの話だというのであれば、それは
誰かを排除したり嫌な思いをさせたりする
こととは別の次元のことです。僕は必ずし
も中立的視点が正しいとは思っていません。

学校の対応ということで、ご質問からさ
らに外れる話になるのですが、もうひとつ
大事なことは類型化しないことだと思っ
ています。高校の先生からのお話で「昔うち
の高校にトランスジェンダーの生徒がいて、
制服で不都合があったからこう対応したら、
その生徒本人も、良い形で学校に通って卒
業ができた。保護者からもすごくいい環境
で学べたと言われた。その数年後に、また
「私はトランスジェンダーです」という生徒
が入学して、前と同じような対応をしたけ
れど、その生徒からは「そういうことじゃ
ない」とかえって距離を取られた。前はそ
れでよかったのに、あの子は本当にラン
スジェンダーですか？」みたいな内容です。

前の成功体験があったら、同じ属性の人
は同じにしたいくなるという気持ちはわか
りますが、それはけっきょくその人を見て
いないということです。「LGBTQ」という言
葉の問題ともつながることですが、その人
は、伝えやすさから自分の属性を定義づけ
る単語を使ったかもしれないけれど、その
人にとって大事なものは、自分の属性の定義
や分類じゃなくて、「私にとっては、こうな
んです」ということです。だから、属性を

説明する言葉で、いきおい人に対する対応
を類型化してしまわないよう、意識するこ
とが必要だと思います。

このようなことばかりを話すと、真面目
で熱心な先生にとってほど、感情的な重荷
やプレッシャーを背負わせるような内容に
なって申し訳ないなと思います。ハラスメ
ント相談の担当の先生だから、全部のこと
に共感できるわけではないし、そもそも何
が問題なのかわからないという悩みがかえっ
て深まってしまうこともあると思います。

「正直わからへんから、類型的にあてはめ
よう」という対応が良くないのはその通り
ですが、だからといって、相談を受けた人
がそれを抱え込んで苦しくなるのも良く
ないことです。本人さんに「一緒に考えたい
から」と説明して、ほかの教職員さんたち
への情報共有を了解してもらったうえで、
学校など組織として「何ができるのか」を
考えてもらえたらと思うばかりです。

質問者 A :

ありがとうございました。

本当に私どもの学内でも、一緒に働いて
いる先生方と今回のお話を共有して、いろ
いろと生かしていければと考えています。
ありがとうございました。

司会 :

ありがとうございました。引き続きご質

間をお受けしたいと思います。

質問者B：

アウトティングの時にクラス替えを望んだけれど、大学の先生はそれをするとなんにも知られるからクラス替えをしない方がいいんじゃないかと…両方ともよくわかるんですが、実際にはどうしたら良かったんでしょう。

南：

私は本人がクラス替えをしたいと言っているのだったら、してあげるべきだったと思います。あとクラス替えの手続き上、別に「アウトティングがどうだから…」という理由は必要ないですよ。本人としては、クラス替えをすることで、アウトティングによって壊された人間関係や、法科大学院の中での自分の立ち位置を、リセットできることも期待したのではないかと思います。

少人数のクラス編成がされている法科大学院ですから、閉じられた狭い人間関係の中に、アウトティングをした相手もいるわけです。だから通うことも体調面でしんどくなったのです。卒業まであと半年といっても、グループワーク型の模擬裁判の実習授業もある中で、もうちょっと身体がもたないともなれば、そもそも卒業すら危ぶまれます。法科大学院なので、卒業できなかったら司法試験も受けられません。ということで、自分の優先事項として、法科大学院

を卒業して司法試験を受けるということを第一に考えたら、体調面で安心して学校に行くためにはクラス替えをしてもらうしかなかったということかと思います。

ちなみに本人は、最初、法科大学院の教授に、加害者が相手なんだから、問題を起こした相手のほうをクラス替えさせられないのかとも聞いています。

ただ現実的に考えれば、自分が移動するほうだろうと考えたのだと思います。本人が「クラス替え」に非常にこだわったことについては、そのように理解しています。

質問者B：

はい、どうもありがとうございます。

質問者C：

学生から、「同性婚がなぜ日本で認められないのか？」という質問がよくあります。そこで、本日のご講演の内容にはなかったんですけども、本当に今の民法と戸籍の改正だけで同性婚が成立するのか。憲法第24条第1項との関わりで、否定的にお話しされる方も中にはいらっしゃるんですけど、自分自身が学生にちゃんと答えていきたいと思うので、先生のご見解を教えてください。ありがとうございます。

南：

ちょっとスライドをまずお見せしますね。…これは2015年に僕が出した、祥伝社とい

うところの新書で『同性婚 私たち弁護士
夫夫です』という本で、法律問題…日本の
法律における同性婚について、けっこう網
羅的に書いた本です。

正直2015年の時点でも、そして2023年の
今でも、日本の現行の婚姻制度とか家族法
の枠組みの中で、同性同士の婚姻関係をど
のように捉えるかということをしっかり法
体系として考えている本はこれしかないん
じゃないかと自負しているのですが（笑）。

まず日本で法律上、婚姻がどういう位置
づけになっているかと言いますと、婚姻届
けを出すことで「配偶者」という法律上の
地位を得ることができて、それ以外に特に
何かの手続きをせずに婚姻届けだけで法律
上相続ができたり、あるいは税金とか社会
保険の上で控除があったりすると。

あと特徴的なところは、婚姻届けを出す
ことで、戸籍上の名字を一緒にしないとい
けないという義務がある。そしてそれは、
たった1人の相手としかできないことになっ
ている。この人と婚姻して、それが解消し
ないままあっちやこっちで婚姻してはいけ
ない、というのが婚姻制度の特徴です。

ただ、もう一つ法律上の特徴があって、
日本の法律婚は婚姻している状態で女性が
子供を産むと、その産んだ子供の父親はま
ずは自動的にその女性の法律上の夫になり
ます、という理屈があるんです。それが「嫡
出推定」という言葉で「父子関係の推定」
と民法766条にあるんですけれども、それが

実は婚姻制度の大きな、中心的な意味とさ
れています。

これは元を辿ればフランス民法に辿り着
く法律の発明なんですね。というのは、女
性しか子供を産めないわけですね。でも、
女性が産むまで十月十日^{とつきとおか}お腹の中で赤ちゃん
が育っている間に、生物的な父親がどこ
に行ってしまったら、子供が生まれたとき
に、子供に対して責任を持つ大人、つまり
父親が分からなくなってしまうって困るわけ
です。

現代は、DNA鑑定とか血液型によって、
それでも父親が誰かということを科学的に
画定させる方法がありますが、当然、昔は
そういう方法もないですし、いずれにせよ、
妊娠を経て女性が出産する子に対して、責
任を持つ父親が誰であるか、社会的に画定
できる方法や制度が必要なわけです。その
ための仕組みとして、女性が子供を出産し
たとき、産まれた子に責任を持つ父親であ
る男性を、婚姻という制度で決めておく
というのが法律の発明のことなのです。

それはフランスの民法に始まり、明治の
日本にも、婚姻により産まれた子の父を定
めるという法律が入ってきました。しかも
この法律の発明は、多くの人たちの生活実
感にも合致するのです。法律に関係なく多
くの人が「女性の〇〇さんが産んだ赤ちゃん
の父親は、〇〇さんの夫の△△さんだ」
ということを受け容れています。学生時代
から付き合っていた、結婚式も挙げてはっ

た、もちろん一緒に住んでいる、だから1年ほど前にそういう関係があったのだろう・・・結婚した夫婦というのは、そういうことがほんやり思われる関係でもあります。

だからこの民法766条「女性が産んだ子の父親は、その女性と婚姻している夫である」という法律は、理屈と実感が合致する非常にデキがいい法律ともいえるのです。

ところが実際のところ、生物としての父親が、母親の夫ではないというケースはあるわけです。不妊治療によって夫以外の人の精子の提供を受けて、妻が妊娠・出産をされるご夫婦もあります。ところが生物的な父親は夫ではないという事実があっても、この法律、民法766条があるから、婚姻している夫婦であることをもって、法律上、妻たる女性が産んだ子は、DNAもへったくれもなく夫なんです。私は、最高裁も、婚姻の本質は、この民法766条であると理解していると考えています。

で、そのような社会の多くの人の生活実感と、それに合致する法律ということを考えると、「婚姻は、生物として子を持つ可能性がある男と女とでしかできませんかできません」ということには一定の合理性があるように思われます。

しかし、一方で、先ほども触れましたが、今となっては科学技術の進歩により、DNA鑑定による生物としての父子関係の確認は容易なものとなりましたし、社会的な男女

役割の変化や、そもそも人の生活様式の著しい変容もある中で、「婚姻により、産まれた子に責任を持つ父親を定めておかないといけない」という民法766条が存在していなければならないという必要性が、大きく減退したと思われます。そして、男女であっても、子どもを持つ持たないに関係なく、二人のしあわせとして婚姻するご夫婦も多くなり、むしろ婚姻により結ばれる関係については、税制の優遇があつたり、社会保障の恩典があつたり、経済的な意義も含めた、社会生活上の単位として捉える生活実感のほうが強まっています。

また、残念ながら関係を解消するとなったときも、社会的生活上の単位だからこそ、財産分与など経済的な精算が重要かつ複雑になってくるのですが、婚姻という制度があるからこそ、「離婚」という法律の手続によって、ときには裁判所を利用して、基準立ててそれを進めることができるのです。

現代社会における婚姻の社会的な意義を考えると、性別の組み合わせだけで、男同士、女同士の組み合わせを婚姻制度から排除することは不合理ではないかと僕も今は思います。

そこで憲法24条の話ですが、これは日本におけるジェンダーギャップの問題に立脚した上で、「男女は平等である。それは家庭内でも平等である」ということを強く意識して、日本国憲法に独自にある条文です。第24条第1項に『婚姻は両性の合意のみに

よって…』と書いてあり、この「両性」という言葉が表すのが紛れもなく「男女」であることはその通りです。

しかし憲法が「両性の合意のみ」と言っているのは、昔ながらのお父ちゃんがウンと言わないと結婚させないみたいな、本人同士のウンだけじゃ済まないとか、「いや、恋愛結婚は良くない」みたいなことは言うたらあきませんよという発想の限りです。要するに男女平等なのだから、男女が対等な関係で、自分たちのためにするのが婚姻なのですよということです。憲法24条が、男女という意味で「両性」という用語を用いているからといって、同じ性別が婚姻する制度は憲法で禁止しているなどというのは、あまりに飛躍というか、さすがに憲法解釈のテイをなしていないともいえます。

全体として個人の自由と平等を中心的価値観としている憲法が、「あんたたちはいいけど、あんたたちはだめ」と性別の組み合わせだけで、社会生活に対する法律の保障の範囲の線引きすることは考えられません。むしろ憲法に24条2項というのがありまして、これはそういったことに基づいて、家族に関する法律は男女の両性の平等とか個人の尊厳に立脚して、国会でそこを基準にして立法すると。要するに家制度とかではなくて、「個人の尊厳や男女の平等に立脚して作っていかなければならない」と書いています。

この憲法24条2項に照らせば、同性婚…

というか、男同士の組み合わせ、女同士の組み合わせを排除している今の婚姻制度は、憲法の価値観にはそぐわない、やっぱり不平等があると思います。

とはいえ直ちに「同性婚を作れ」と言われても、「じゃあどういう形で作るの？」みたいな話にはなります。ですからけっきょくのところ、憲法24条2項に基づいて、国会で個人の尊厳と男女の平等に基づいて制度を形作っていくべき政治課題であると理解するよりほかないと考えます。

余談ですが、日本の場合は、「養子縁組」という独特の制度があります。英語で言うと「Adapt」ですけど、海外で言うともさに子育ての養子という意味がもっぱらの「養子」という言葉のイメージになります。しかし日本はもともと「跡継ぎ養子」という考え方が伝統的にあります。

歴史上の話でも「〇〇の大名の松平某は、跡継ぎがなく、親戚筋のナニナニ藩から次男をもらい、その人が養子に入って大名家を継いだ」とかあるじゃないですか。私たちの祖父母世代になりますと、戦争で若い人が亡くなった家に三男坊が養子に行って…という話もちらほら聞きます。日本ではこのように「養子」という制度を、財産だとか家業だとか家名だとか、何かしら社会的なものを繋いでいくための「家族関係」を広げるワイルドカード的な活用をしてきました。そして「養子」によって結ばれた関係であっても養育やら介護やら看取りや

ら、情緒的な家族としての関りをする心のハードルを下げるというか、自分自身が、それをしやすくなるような効果もあるように思います。

そして、この養子縁組の制度は、今、現実に、男性同士、女性同士の同性カップルの間で、とても多く活用されています。60代、70代の同性カップルの方たちが、それぞれ仕事もリタイアして、あとはのんびり二人で暮らすにあたり、「どっちが先にどうなっても安心するように」養子縁組をされるということの相談やお手伝いをしたこともあります。

質問者C：

ありがとうございました。学生にも、少し自分の法律的知識を整理しながら、わかりやすく説明できるように頑張りたいと思います。同時に、パートナーシップ制をもう少し権利拡大ができる方向で、まずは地方自治体の方が動いていただき業績を積んでいくことによって、国民的理解が広まって国会でこのような審議が進む時代が来ることを私も望んでおりますので、また先生のご指導をいただければありがたいなと思っています。よろしく願いいたします。

南：

いえいえ本当に勉強になりました。ありがとうございます。

司会：

ありがとうございます。

では、大変貴重な機会ではございますが、終了時刻を超えましたので、ここで質疑応答を終了させていただきます。大変示唆的なご講演をいただきました南先生に、改めてお礼を申し上げまして、本日の記念講演会を終了いたします。ご参加いただいた皆さまも、ありがとうございました。

2023年度 奈良県大学人権教育研究協議会 講演会

2023年12月21日（木）
帝塚山大学 オンライン開催

プロフィール

末吉 洋文（すえよし ひろふみ）

帝塚山大学 法学部 教授

1973年生まれ、兵庫県神戸市出身。神戸市外国語大学外国語学部国際関係学科卒業、神戸市外国語大学大学院（修士・博士課程）修了（学術博士）。

2003年に帝塚山大学法政策学部（当時）に専任講師として着任、現在は帝塚山大学法学部教授（専門は国際法・平和学）

カリフォルニア大学バークレー校客員研究員、神戸市外国語大学客員教授を歴任、現在は奈良県男女共同参画審議会委員を務める。

帝塚山大学法学部でジェンダー研究を行っている2年生ゼミにおいて成果物として「ジェンダーギャップを考えるカルタ」を制作しているほか、平和学を専門とする3年生ゼミでは、奈良県をフィールドとした戦争遺跡フィールドワークや小学校への平和学習を行っている。

日本における人権保障の現状と課題

～多様性をキーワードに、ジェンダー平等や子どもの権利、大学と人権など～

末 吉 洋 文

皆さま、こんにちは。よろしくお願いいたします。ご紹介に預かりました、帝塚山大学法学部の末吉洋文と申します。本日は貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。奈良県大学人権教育研究協議会ということで、講演の依頼を受けるまで、恥ずかしながらこういう組織があることを存じ上げなくて、今日あらためて「奈良県の大学でこうやって連携してやっているんだ」ということで、準備の方もそれだけしっかりとやってきたつもりでございます。

今日はテーマが「人権」ということで、『日本における人権保障の現状と課題』とちょっと大きく構えて、いろんな問題についてお話しさせていただければと思っております。

それでは早速始めさせていただきます。プロフィールの方は先ほどご紹介いただきましたので、割愛させていただきますが、ゼミのホームページのQRコードが下の所についていますし、ネットで検索しましたら出てきますので、小職が担当させていただいているゼミの活動その他を改めてご覧い

ただければと思っております。

今日はちょうど明日、奈良県の男女参画審議会が予定されていまして、資料を読み込んでいたところなんですけれども、今ジェンダーの問題が非常に社会的にも注目されるようになっております。

現在2年生の後期のゼミでも、今年度版の『ジェンダーギャップを考えるカルタ』を作っておりまして、実は3月6日が『国際女性デー』ということで一応設定されていますけれども、毎年その日に発表させていただきます。今年度で、来年の3月に発表すれば実は4年目ということで、すでに3カ年分のカルタを作っています。

その時々々の社会情勢だとかジェンダー問題なんかも反映していますので、そういうのを見ていただくと「あ、そうそう、2年前にこんなことがあった」「3年前にこんなことがあった」ということで、振り返ったりすることもできますし、またカルタで遊んでいただくのはもちろんのこと、1枚だけ取り出して…実は裏面に解説が書いてありますので、そういうのを読んでいただくと、ジェンダー問題を知るきっかけになる

のではと思っています。

これもまだネットで見られるのですが、テレビで取材を受けまして月曜日の夜11時になるぐらいの時間で1分だけやっていた、浅越ゴエさんが出てくる『らいよんちゃんSDGsニュース』というのも以前に取材を受けまして、まだネットから動画が見られますので、こちらの方も併せて見ていただければと思っています。

本日の内容なんですけれども、『世界から見た日本の人権保障～平和学と国際人権法の観点から』ということと、「ダイバーシティ」ですよね、最近よくこれも言われるようになってきた多様性の重要さ。「ジェンダー平等」「子どもの権利」…せっかく今日は大学関係者のための講演ということですので、「大学と人権」ということについて多少お話できればと思っています。

では最初のところ、「日本の人権保障」ということで、まず「平和学」のお話を少しさせていただきたいと思います。平和学…私もずっと平和学をやってきたわけではなくて、もともと国際法学者として論文を書いたりしていたわけなのですが、20数年前に帝塚山大学着任と同時に「平和学という授業をつくるから担当してくれ」と…当時「何て無茶ぶりなことを」と思ったんですけど、せっかく新しいチャレンジの機会をいただいたからということで始めたわけです。

日本全国に「平和学」の授業がある大学はいくつかあるのですが、ない所もまだた

くさんありまして、そのあたりのところは日本平和学会のホームページがありますので、そこを見ていただくと、いろんな大学で平和学が開講されているんだということが分かります。また、日本平和学会のホームページを見ていただきますと、各大学のシラバスが公開されています。

平和学がちょっと珍しいのは、大学ごとによって平和学を担当している研究者自身のカラーが強く出るというか、それぞれ元の専門があってその延長線上で平和学をやっているようなところがありますので、実は「平和学」という授業は日本全国にたくさんあるんですけれども、内容を見てみると大きく違うという現状もあるわけでございます。

私なんかはもともと国際法学者でしたので、どちらかというと国際法寄りの内容になっているかもしれませんが、例えば他大学へ行きますと、理系で原子力を専門にされていた先生が核兵器の話をする、それが平和学だということで開講されている大学もあります。他にも、そもそも文学を研究されている先生が文学との関係の中で平和学をされている場合もあるということでございます。

ただ、このスライドで見ていただいています「消極的平和から積極的平和へ」、あるいは「直接的暴力」「構造的暴力」「文化的暴力」と出てきますけれども、これは平和学の授業の中ではいわばマストアイテムと

言いますか、必ず教えられなければならない内容です。

この「直接的暴力」や平和も2種類—「積極的平和」と「消極的平和」がありますが、この概念を唱え出したのが「平和学の父」と呼ばれますノルウェーのヨハン・ガルトゥング博士なんですね。なぜそういう風に呼ばれているかと言いますと、やはりこのあたりの概念の整理をして多くの賛同を得ているから、ということなのです。

この図の方を見ていただきたいのですが、「直接的暴力」ですね、これは私たちが今見ているようなロシア・ウクライナの紛争の状況だとか、最近ですと中東情勢の方がむしろクローズアップされているような感じがありますけど、現実の戦争・紛争ということでございます。「直接的暴力」とは実際に目に見える暴力で、物理的に暴力を加えたり、言葉によって他者を傷つけたりすること。目に見えて…例えば流血を伴っている、見ればわかるというのが「直接的暴力」というものになります。これは私たちもすんなりと理解できるところかなと思うわけですけど、ガルトゥング博士によれば、暴力にはあともう2種類あるということなんです。

その次に出てくるのが、「構造的暴力」というものでございます。「構造的暴力とは社会構造の中に組み込まれている不平等な力関係、経済的搾取、貧困、格差、政治的抑圧、差別、植民地主義、不十分・不公正な

法体系や制度などのこと」ということであります。だから目に見えにくい、社会に組み込まれた暴力もあるということです。

帝塚山大学の平和学の授業では、学生に「身の回りの構造的暴力には何があるのか考えてみよう」という課題というか、ミニッツペーパーを書いて出してもらったりしているんですけども、学生なんかは差別とかSNSによる誹謗中傷とか、そういった回答をする学生が多いです。

もうひとつが「文化的暴力」というもので、「文化的暴力とは直接的暴力・構造的暴力の二つに正当性を与え、支えているもの。文化的暴力の中には戦争を容認する意識や私は関係ないと無関心な姿勢をとることも含まれる」。「戦争は他人事」と書いていますけれども、あるいは対岸の火事ということで、一昔前ですと何か社会で問題が起きていても、それこそ誰かが人権侵害されていても、「自分は関係ないよ」「私は知らぬ存ぜぬ」とだんまりを決め込むようなことです。うるさく言われるようなことはなかったと思いますけれども、ガルトゥング博士からしてみれば、「いや、そうじゃないんだ」と。「私は関係ない」と無関心な姿勢をとることも、実は暴力をふるっていることになるわけです。下に書いていますように、ジェンダーや多様性の問題について無関心ではいられない、無視できないということがひとつ言えるのかなと思います。

三つの暴力、これが全てなくなった状態

というのが、ガルトゥング博士にしてみれば目指すべき、理想的な「積極的平和」ということになります。「消極的平和」というのは、ただ単に目に見える直接的暴力がないだけで、それはそれで大事なことなんだけれども、100%それで良しとするわけではないということなんですね。

平和学の話はここまでで、今日は人権のお話ということで、早速進めさせていただきますと思います。『国際人権章典』と書いてあります。「国際人権法」という名前は聞いても、『国際人権章典』という名を聞くのはそんなに多くはないと思いますけれども、ここに出てくる『世界人権宣言』『社会権規約』『自由権規約』、この三つを指して『国際人権章典』という言い方をするわけでございます。

1948年12月10日、『世界人権宣言』が採択されました。ちょうど今月の頭ぐらいのことなんですから、日本ではなかなか…『世界人権週間』ということで細々としたキャンペーンなんかは行われるんですけれども、マスコミ…テレビ・新聞なんかは「『世界人権宣言』が採択された日ですよ」、あるいはそれからの期間が『人権週間』ですから」という形でのキャンペーンも、なぜか最近非常に少なくなっているのかと、個人的にはちょっと残念に思っているところではあります。

『世界人権宣言』というのは、実は国連総会で採択された宣言ですので、形式的には

実は法的拘束力がそもそもないという代物ではあるわけなんですね。なので、1966年になりますと、『社会権規約』『自由権規約』…人権を二つの性質権利に分けた上で、それぞれ必ず守らなければならない条約の形で世界中の国家に入ってもらおうということで、『社会権規約』『自由権規約』ができたわけです。

日本も両方の規約には入っております。ただ、日本の裁判なんかにおいても滅多に『社会権規約』『自由権規約』がそうそう使われるものではなくて、ましてや『世界人権宣言』なんかになりますと、今や法的な拘束力があるものだとは理解されているんですけれども、なかなかお目にかかる機会が非常に少ないということでもあります。

ちょっとこれは法学部的な難しいところなのかもしれませんけれども、形式的な意味では「宣言」なので法的拘束力が『世界人権宣言』にはそもそもないんですけれども、「慣習法化した」と現在では捉えられています。慣習法成立の要件というのが実は二つありまして、「法的信念」…そのルールがこうだ、守られなければならないルール、あるいは違反したら制裁を食らう、そういうものだと言われている国々が信じているということ、そしてまたそういう法的信念を基に、世界中の国々が行動を繰り返しているということをもって慣習法化した。だから、「『世界人権宣言』は守らなければならないんだ」ということで、今日的には理解され

ているところでございます。

ちょっとここは、法学部の国際人権法の授業の中で喋るようなところで恐縮なんですけど、それ以降テーマ別の国際人権条約というのができています。『難民条約』…日本も難民をなかなか受け入れない国ということで、世界中の国々から「日本はどういうことだ」と言われていますし、二つ目『人種差別撤廃条約』…これも日本は入っています。ただし、近年日本国内においても例えばヘイトスピーチの問題だとか、あるいはスポーツの試合においてちょっと人種差別的な…サッカーの試合でサポーターから人種差別的な言葉が選手に投げかけられたり、そういうことで問題になったりもしたところであります。

一応『ヘイトスピーチ対処法』というか『処罰法』というか『規制法』というか、いろんな名前では呼ばれているんですが、ヘイトスピーチを規制するような法律も一応できてはいるんですけれども、日本の場合は表現の自由に配慮するあまり、なかなか踏み込んだ規制というのができていないというところがございます。

だから『ヘイトスピーチ規制法』なんかも、一応法律としてはできたけれども物足りないというか、「改正されるべきだ」ということもよく言われています。

『拷問等禁止条約』だとか『児童の権利条約』、そして『女子差別撤廃条約の選択議定書』、『障がい者の権利条約』…この他諸々

たくさんあるわけですが、『女子差別撤廃条約の選択議定書』の横に「日本は個人通報を認めていない」と書いてありますけれども、これはどういうことかと言いますと、『自由権規約』にしても『社会権規約』にしても、それから『人種差別撤廃条約』にしても、選択議定書というのがあります。言わば本体の条約のおまけとして議定書が作られているんですね。

この選択議定書では何ができるかと言いますと、日本の場合ですと日本国内でもし最終的に人権救済・人権保障がなされない場合は、国連の機関に対して直接個人が救済を訴えることができる。そういうことができるようにしようというのが、この選択議定書なんです。ところが日本は、これを認めておりません。選択議定書に入っていないんですね。これはどういうことかと言いますと、日本では「何か人権侵害が起きても、行政や裁判で必ず人権救済・人権保障が行われるはずだ」と考えられているから、ということなんです。

この辺を揶揄するような言葉で「完璧司法」と時折そう言われる場合もありますし、もうちょっと上品な言い方ですと「司法権の独立を保つためだ」と。「裁判所がちゃんとやってくれているから、国連にまで頼らなくてもいいじゃないか」ということで、個人通報が認められていないんです。ただこれも、諸外国からも「日本は何で？」と批判されていますし、実際に国連からも勧

告を受けて「個人通報をいい加減認めたらどうだ」というようなことも言われているわけです。

このように、人権条約には一応いろんな条約がありまして、日本も入っていると。条約を作ってそのまま…というのでは意味がありませんので、4年に一度とか5年に一度という形で政府が報告書をまとめて、国連の機関に報告をしなければならないと。政府の報告書をまとめるのも時間がかかるし、国連の人権機関から勧告を受けるまで非常に長い時間がかかるわけなんですけれども、この勧告を受けつつフィードバックですよ、「日本の人権状況を改善してくださいね」というシステムにはなっているわけです。

こういった国連機関とのやりとりは「建設的対話」と言われておりまして、実は外務省のホームページにしか載らないというか、あとは直接国連のホームページですね、英語でしか見られないんですけれども、外務省のホームページも昔と違いまして日本語訳でこういった勧告文なんかも載せてくれていますので、私たちも見ることができるわけです。

例えばこれは、『女子差別撤廃条約』の実施状況に関する日本政府の報告なんですけれども、それ以前に国連から勧告を受けたので、「いや、日本はこの期間にこれだけ頑張って、問題を改めて社会を変えていったんです」ということなんですけれども、『女

子差別撤廃条約』との関係でも実にこれだけの問題が日本国内に存在する、ということなんです。

ちょっと見ていきますと、「女性の再婚禁止期間を定める」…これも民法の改正ということになりましたけれども、昔は再婚禁止期間を定めていないと前の夫の子どもなのか新しい夫の子どもなのか分からないから…ということでした。「女性皇族の皇位継承」、あるいは2年前ですかね、最高裁で争われた「選択制夫婦別姓」…「別氏」とも言いますが、これもぎりぎり現行の憲法が合憲という形になりましたけれども、社会はどんどん変わりつつありますので、そのうち選択制夫婦別姓というのでも認められる日が来るのかなと思います。

それから「性的指向及び性自認」、これも後から出てきます。「アイヌ・同和問題」、それから「在日韓国・朝鮮人」「固定的性別役割分担意識」「DV・ストーカー」「旧優生保護下における女性の強制不妊手術」「体罰」「児童虐待」「人身取引」。「技能実習制度」も最近新しく制度が変わりますよね。日本経済を支えるために、外国人に来てもらって働いてもらおうということなんですけれども、暴行事件とか給料のピンハネとか、新聞でこれも結構ニュースになったところがございます。

以下ダーッと行きますと、「指導的地位に女性が占める割合」…これもジェンダーギャップ指数との関連では非常に改めなけ

ればいけないところだとされています。「婚外子」、「医学部入試における女性差別」…これも医学部に限らず、合格ライン政策というのが実は日本全国を調べてみたらたくさんある、ということでもあります。「女性の理工系進路選択の促進」…これなんかですと、県内でも奈良女子大学さんが工学部を作ったりというグッドニュースがございます。

あと、「性と生殖の健康と権利」…最近はいきなり「SRHR」とか、いきなり使われる場合も増えるようになってきました。日本では、これも国連から勧告を受けているんですけど、性教育が非常に遅れていることとも相まって、この「Sexual and Reproductive Health and Rights」というのを何とかしなければいけない、と言われるようになってきているわけです。「男女の賃金格差」「セクハラ」「男性の育児休業取得率」…その他いろいろとあります。「災害と女性」もそうですね。災害が起きて避難所に行くんだけど、避難所を仕切るのは男性ばかりで、女性に配慮した避難所の運営がなされていないということも、たびたび問題になったりしています。

その他国連では、建設的対話のほかにも人権理事会による普遍的・定期的レビューというのがありますけれども、ここではちょっと割愛させていただきたいと思います。

あと私が言及しておきたいのは、日本政

府の報告書だけを見ると、最近はどうでもないんですけど、「いいことばかりしか書かない」と昔から言われていまして、第三者的と言いますか、このスライドでNGOが対抗報告を出すこともあったわけですけど、これは国にだけレポートを任せていてはちょっとよろしくないということで、日本弁護士連合会なんかもサイトを開いていただくと、やっぱり人権問題に関していろんな形で、「日本政府はこういう形でこうやってやっているけれども、それじゃダメだろう」という風な形で各種レポートとか、あるいは弁護士連合会会長の声明とか、そういうのも併せて見ていただくと非常に良い勉強になると言いますか、バランスの取れた情報が得られるのかな、と思うところでもあります。

「多様性の重要性」です。少し前ですと、「ダイバーシティが大切」と多様性のみについて話が行われる場合が多くなってきたように思います。LGBTQ…最近では「LGBTQ+」と言われる場合もあるのかなと思いますけれども、「レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー」、日本人の実に7人に1人がこれに該当する方だということも言われているわけであり

ます。

LGBTQのことについても、私たち大学関係者としては知っておかないと、学生や教職員の中にこれに該当する方々がいた場合に、気を付けて人間関係をやっていかない

と問題が生じてくる、ということでございます。「SOGI」という言葉が下の所に出きます。「Sexual Orientation and Gender Identity」ということで、「Sexual Orientation」…自分の性的な指向・関心がどちらに向かっているのか、そして「Gender Identity」…自分の性別を自分自身でどういう風に認識しているか、ということですね。このSOGIの部分で嫌がらせだとかいじめのようなことになってしまうと、「SOGIハラ」という言葉も最近言われるようになりました。問題が生じて大変なことになる、ということでもあります。

下の用語の所に「カミングアウト」と書いてあります。「自分の性自認や性的指向などを他の人に伝えること」…この資料を引用で持ってきたんですけれども、主語は「本人が」ということであります。本人がLGBTQ+の方で、自分で「実は僕は（私は）こうなんだ」というのは構わないんだけど、一番下に書いてある「アウティング」ですよ。本人の同意なしにほかの人が勝手にその人の性自認や性的指向を伝えるというか、それこそ暴露してしまうとたちまち問題になる、人権問題が発生することになってしまうわけです。

実際に関東の大学院でありましたけれども、ゲイをアウティングされた大学院生がパニック障害になった後に転落事故死して裁判になった、という事例なんかもあるわけでございます。

「多様性」「LGBTQ+」という言葉と共に、最近では「DE&I」…これもちょっと前は「D&I」と言われていたんですけども、多様性についても非常に世間的に言われるようになってきたかと思います。「ダイバーシティ」については、多様性があった方がいいんだ…イノベーションが起きたりだとか、いろんなアイデアが出てきて企業の生産性が上がるとか、売り上げが上がるとか、そういうメリット面ばかりにとかく注目されがちなんですけれども、ただこの多様性がない場合の陥穽と言いますか、デメリットについても認識しておく必要があるのかな、と思います。

それは、「多様性が無ければ集団浅慮の状態になる」ということなんですね。これはどういうものかと言いますと、「集団浅慮とは、個人は優秀なのに、集団となると個人の総和よりも劣ったレベルの意思決定がなされてしまう」ということです。日本軍の失敗なんかも例として挙げられていますが、「集団の実力の過大評価」「不都合な悪い情報を入れない」「内部からの批判や異議を許さない」「他の集団をきちんと評価しない」「逸脱する人を許さない同調圧力」「集団内の規範を重視する」…だからジェンダーの問題で行きますと、企業で言うと意思決定を持つ、権限を持っている管理職にあるおじさん…と言ったらいいんですかね、50代・60代の似たような人たちだけで話し合ってお事を決めていると、時におかしな方向に

行ってしまう。そういう風な文脈で語られることも多くなっているわけです。

それから「equity（公平性）」…「合理的配慮と結果や機会平等の確保」ということで、右下に描いているイラストはいろんな所で目にする機会が増えてきたかと思えますけれども、「equality（平等）」が同じように…これは野球の試合を見ている、大人も子どもも小さい子も台を与えられるということですから、「equity」というものは結果機会平等を確保するためにどうしたらいいのか。一番背の低い子どもには2つ箱をあげるべきだという風な、このあたりの配慮と言いますか、気配り・目配り・心配り…こういった部分も今の現代社会には必要だということでもあります。

「インクルージョン」…包摂・包括と言われますけれども、「みんなで一緒にやろうよ」という意識。逆に、排他性があるとか、人種差別など差別意識があるのはもってのほかということでございます。ついでに、「企業とジェンダーに関するキーワード」というスライドが出てくるんですが、一つ言っておきますと、例えば「Gendered Innovation」なんていうのも、最近多様性とかジェンダーとの関係で言われるようになってきています。「Gendered Innovation」はものづくりの現場においても「女性に配慮した形でものづくりが行われなければならない」ということで、例えばよく聞く代表例なんかが車のシートベルトですよね。従来は、

車のシートベルトが実は成人男性を基準として作られていた…ということらしいんですよね。でも、車に乗るのは成人男性だけではない。当然女性だとか子どもであったりとか、妊婦さんが乗ったり高齢者が乗ったりということもありますので、そういうものづくりの段階からジェンダーということを考えてやっていかなければいけない、ということなんかも最近よく言われるようになりました。

あるいは、出張や旅行に行くときのキャリーバッグと言いますか鞆、コロコロ転がして行くやつですけれども、ああいう鞆なんかもそれこそ一昔前は「車をころころ付けて、そんなものが要るのか」という話だったんですけれども、それもやっぱり「男が使うだろう」という前提で考えられていたから…というようなことも、最近の「Gender and Innovation」との関係では聞いたりもします。

「集団浅慮」については、最近海外の研究者が書いた本があって、訳本なんかも出ていますので、またご覧になられたらいいのかなと思います。

あともう一つ「ウェルビーイング」ということについても、最近人権とか多様性との関係で聞くようになっていっているのかなと思います。「GDPなどの数値では計測できない要素に着目し、自分の人生だけでなく家族や友人、自分の住む町、国がどのようにすれば良い状態でいられるのかについて考

えること」ということで、ネットなんかで検索しても、文部科学省が「ウェルビーイング」なんてことを言い始めています。私たち大学関係者が何かをするときも、この「ウェルビーイング」という言葉の意味だとか、向かうべき方向性とか、そういう意味でもこの言葉・概念というのを知っておいた方がいいのかな、と思うわけであります。

基本私たち個人というのは、一番下の矢印で行きますと、「今は楽しい」…現在のことだけ、基本そうならざるを得ない部分もあるかなと思うんですけれども、「ウェルビーイング」という言葉を意識する際には、「これからの将来に希望を持てる」だとか、「自分のみならず、社員や地域の人の幸せを願う」だとか、「自社、この町、この国、この世界をよくしていきたい」…下に「利他」とか「公共」とか「持続」…持続可能なことですよね。そういうことまで意識してやっていくのが良いだろう、ということですね。

「DE&I」というお話を先ほどしたばかりなんですけれども、実はその先があって、「DEIB」ということも最近言われるようになってきました。ネットとかで検索したり、あるいは本とか論文で「D&I」と書いてあるものは古いやつだと見なさざるを得なくなっているような状況もあるわけなんですけれども、「B」というのは「Belonging（帰属意識）」ということですね。「Belonging」は「心理・安全性が確保されているこ

と」…つまり、「自分の個性を生かして能力を発揮できる場所はここにあるんだ、ここが自分の居場所だ」という意識を持てることを表している、ということなんです。

だから会社で言いますと愛社精神と言いますか、従業員が自らそういう気持ち・心持ちになるということですし、大学の世界ですと愛校心ということになろうかと思えます。こういう帰属意識を持つためには何が重要か、考えてみてください。…いろいろありますよね、「働き甲斐がある」だとか「働きやすい」…働き甲斐と言っても個人個人によって違ってくると思いますけれども、「自己肯定感を持てる」「仲間意識がある」とか、「ストレスフリーの環境がある」とか、いろいろと挙げれば出てくるのかなと思います。一度ご自身なりに考えてみてはいかがでしょうか。

この「DEIB」を実現しますと、従業員満足度にもつながると言われています。「生産性が向上する」…もちろんいいことばかりです、「人材が定着する」…人が辞めない、転職しない、離職率が下がる。「顧客満足度が向上する」ということなんですね。

あと奈良県なんかも言っています、この「ウェルビーイング」との関係で言及しますと、「ワークライフシナジー」についてもちょっとお話しさせていただきたいと思います。一昔前は「ワークライフバランス」と言って、「はい、今日は5時でPCの電源をみんな落として、仕事場の電気も消しま

す」みたいなことが一時期行われていたと思うんですけれども、「ワークライフバランス」を超えて現在は「ワークライフシナジー」…これは奈良県も言っています。

これは名張市のホームページからお借りしてきたものですが、「ワークとライフ双方がインプットとアウトプットを繰り返すことで、それぞれの質が高まる」と…1回聞いたくらいではなかなか理解しづらいものかもしれませんけれども、そうした「ワークライフシナジー」というのも意識しつつ、日々過ごす必要があるのかなと。個人的には「ワークライフバランス」の方がONとOFFがはっきりしていて、仕事を頑張ったら帰ったら休んで…みたいにわかりやすいのかなという気がしていたんですけれども、ただ現在では「ワークライフシナジー」…ある程度私生活の部分でもしっかりと頑張らなければいけない、というようなことにもなっているわけです。

それでは、ジェンダーの話に本格的に入っていきたいと思います。皆さんご存じの通り「SDGs」ですね、2030年までに17の目標と169のターゲットが設定されております。目標の5番が「ジェンダー平等を実現しよう」ということで、ただこの「ジェンダー平等を実現しよう」というのは、17ある目標の中でとりわけ重要度が高いということも言われているわけです。と言いますのは、5番の「ジェンダー平等を実現しよう」を達成すれば、他の目標の達成にも大きく寄

与・貢献するはずだということが言われているわけですね。

特に、途上国の状況なんかを考えてみればわかりやすいのかなと思いますけれども、1番の「貧困をなくそう」とか、4番「質の高い教育をみんなに」だとか、ジェンダーの状況が改善されることで、実はその波及効果が他の目標にも及ぶということが言われているわけです。ただ日本については…これもどうですかね、最近報道も瞬間風速的にちらっとあるような感じになってきましたけれども、「ジェンダーギャップ指数」ですね。日本は…書いてありますように主要7カ国のうちでは最下位と。全体を見ましても、146カ国中125位と非常に順位としては低い、ということなんですね。

今年のこの結果については、官僚が「ほかの国が頑張ったから日本の順位が落ちたんだ」とか、そんなことを言っているという話を聞いたりもしましたけど、日本の場合はこのジェンダーギャップ指数が何で低いかというと、これを見て一目瞭然…経済参画と政治参画のスコアが非常に低い、ということになります。健康と教育は非常にポイントが高いんですけれども、経済参画…基本的には女性の経営者・管理職がビジネスの現場で非常に少ないということですね。

もう一つが政治参画…これは国会を含めて地方議会のレベルに至ってまで、女性の政治家が非常に少ないということなんです。

ですから順位…1位はアイスランドの指定席みたいに毎年なっているんですけども、北欧の福祉国が軒並み名を連ねております。ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、ニュージーランドも高いですね。下の方を見ますと、ようやく125位で日本が出てくる…こういう有様です。

例えば、女性の政治家を増やすという意味では、90年代半ばに内戦をやっていたアフリカのルワンダという国がありますけれども、あそこなんかは「クォーター性」と言って、国会の議席の一部を必ず女性に割り当てる、そういうちょっとラディカルなやり方で女性議員を増やしてやっている国もあるわけです。日本にも当然クォーター性の議論はあるんですけども、私個人としてはあまりラディカルにやり過ぎると「そんな、いきなり国会議員とかはできません。」地方議員でも「突然背中を押されたって、私はできません」という女性の方もまだいらっしゃると思うので、様子を見ながら徐々に…『女性活躍推進法』のこともありますから、増えていったらいいのかなと思っております。

「ジェンダーギャップ」と言ったときに、一番言わなければならない問題…ほかにもたくさんあるんですけども、「給与水準・給与格差」というのも大きいのかなと思います。これも、ジェンダーの問題が最近注目されるようになって、いろんなところで聞く機会が増えてはいるんですけども、

令和3年のデータになりますけれども、男性の一般労働者の給与水準を100とした場合、女性は75.2ということになるんですよね。データによっては100対70にしているようなところもあるんですけど、これだけ男女の賃金格差が非常に大きくなってしまっている、ということなんです。

これもやっぱり、日本の場合ですと女性が結婚して子どもを産んで…となったときにやはり職場に復帰しづらい状況にあるということです。これは「マミー・トラップ」という言葉で調べていただいたら出てくるかと思います。一旦ある会社に勤めていて、昇進もそこそこうまく行っていたのだけれども、途中で結婚して子育てで会社を辞めてしまった。また同じ会社に戻ったら、元のポジションに戻れないとか、そういう問題がまだまだ日本の社会にはたくさんある、ということでございます。

また賃金格差で行きますと、シングルマザーの問題もありますし、それからパートですね。昭和の日本の家庭と言え、お父さんが正社員でどこかの会社に勤めて、お母さんが専業主婦…それが崩れてきて、お母さんがパートで働いて…という家庭も増えてきましたけれども、やはり正社員と比べますと賃金格差が当然ありますから、こういったデータ…格差として出てきているということでもあります。

日本のジェンダー問題は給与格差が一番なんですけれども、近年いろいろありまし

たよねということで、「女性の話が長い」…これも東京オリンピックのときに非常に注目されました。こういう問題もありましたよね、地方から出てきた女子大生を自社の食品のリピーターにするためにはどうしたらいいかということで、これは社会人向けの大学の講座でこのような不適切な発言がありました。

これは自治体が作成した冊子に、働く女性に「よくばり」…「女性は欲張って子育てして働いてもいいんです、両方やってもいいんですよ」というハンドブックを作ってしまったために、すぐさま炎上して問題になったということです。

これはテレビのコマーシャルなんかをも見ている、子育てをしているのはお母さん、洗濯・炊事をしているのはお母さん…これも非常に問題になりました。おむつとかのコマーシャルでもそうですよね。こういう「女性が家事や育児をするものだ」というのは、実はテレビを通じて再生産されてしまうようなことにもなりますので、これも非常に近年問題になりました。だから最近テレビのコマーシャルを見ても、洗剤のコマーシャルを見ますと、よく見るとお父さんが出てきているものがあつたりもするということです。

その自治体の冊子にしてもコマーシャルにしても、大人が集まって「よし、これで行こう。問題はないはずだ」とちゃんと議論した上でやっているはずなのに炎上して

しまう。こういうところに、逆に何と言いますか、固定化された性別の役割という闇の深さというか、なかなか問題の深さがあるのかな、という気もするわけです。

これは私の2年生のゼミで作っている『ジェンダーギャップを考えるカルタ』で、初年度に作った分のひとつなんです。これは取った人が裏面を読んで、グループの中でほかの人が聞いて勉強してもらおうという、そういう遊び方・学び方になっているんですけれども、「ゆがみを正せ アンコンシャス・バイアス」…「アンコンシャス・バイアス」というのも、最近ジェンダー問題との関連で「これを何とかしないといけない」ということで、言われるようになっております。裏の説明文を読ませていただきますと、「無意識の偏見のこと。女性は理系に向かない。男性は昇進欲があるが、ワーキングマザーは時短勤務を望んでいる。専業主婦を妻に持つ男性は残業や出張を厭わないなど、女性活躍推進に反する考え方」という説明書きがありますけれども、これは「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」と呼ばれているぐらいですから、実はこれを克服することはなかなか難しいと言われているんですよね。とはいえ、少しずつ大人になった私たちでもなるべく偏見を持たないように日々学んでいくことが必要だ、ということも言われているわけです。

「子どもたちに対するジェンダー教育が大切だ」…アンコンシャス・バイアスとの関

係ではそういう風に言われているところもあるわけなんですけどね。これは、内閣府が配布しているフリーイラスト素材です。これもジェンダーを意識して、飛行機のパイロットの女性、「これも使ってくださいね。パイロットは男性だけではありませんよ」という風にやっていますし、これは今時そんなに珍しくもないのかもしれないですけど、保育士の男性、このイラストもありますよということなんですネ。

「アンコンシャス・バイアス」に関しては、有名な実験がありまして、ブラインドオーディション…これは確か先日ノーベル経済学賞…ジェンダーの問題との関連で経済学賞を授与された、ハーバード大学の女性の教授がやっていた実験なんですけど、こういうのがあるんですね。審査員と演奏家の間をカーテンなどで隔てるなど、誰が演奏しているか審査員には見えないようにしてオーケストラのオーディションをしたらどうなる？実はそれまでは対面で、「はい、目の前で演奏してください」というやり方でやってきていたの、実は男性の団員の合格者が非常に多かったんですけども、実は女性の演奏家の合格率がブラインドオーディションをすると飛躍的に上がった、ということなんですネ。この方法を導入すると、女性演奏家が次の審査に進む確率が1.5倍以上上昇することが判明した。いかにアンコンシャス・バイアスというか女性蔑視と言いますか、そういう部分が音楽

という世界ではありますけれども、行われていたか。最近では映画とかマスコミとかの業界でも、女性差別がされているという話をよく聞きますけれどもね。

これは「ある進学相談」ということで、これも実在しない学生の名前でアメリカの何千人もの大学教員に、その教員が教えている博士課程について聞きたいので、「10分間ほど面談機会をいただけないか」というメールを送ったところ、白人男性名のメールでは87%が返事をもらえたのに、その他の女性名や白人以外の人種・民族名のメールでは約62%しか返事がもらえなかった。こういう実験なんかもあるんですね。

だから、この「アンコンシャス・バイアス」はなかなか克服できないということではあるんですけども、「偏見を持っていないかな。自分の発言に問題はないかな」と意識するのは大事なのかな、と思うわけです。

「アンコンシャス・バイアス」と同様に…次から言葉を出して恐縮なんですけど、「マイクロアグレッション」というのも実はあるんですね。1年か2年前に奈良新聞に「マイクロアグレッション」に関する記事が載ったことがあるんですけども、これはどういうものかと言いますと、「人と関わる時、相手を差別したり傷つけたりする意図はないのに、相手の心にちょっとした影を落とすような言動をしてしまうこと」なんですネ。あまり言動に気を付け過ぎると、

あるいは「気を付けろ」と人に言い過ぎますと、表現の自由がそれこそ委縮してしまって、大丈夫かなということにもなりかねないんですが、しかしこれはこれで、私たちは知っておく必要があるのかなと思うわけです。

ジェンダー以外でも、この「マイクロアグレッション」の問題というのはあるということなんですけれども、ジェンダーに限って言いますと、1つ目：店で生ビールを注文すると、無言で男性の前に運ばれる。「ビールを飲むのは男性ですよ」と多くの人が恐らく思っていることだと思うんですけど、実はこういうことは「マイクロアグレッション」に該当する、ということなんですよね。スイーツが好きな男性に対して「女子みたい」、女性の医者を見護師だと思ひ込む、男子にしては字がきれいだ、女性に対して「彼氏はいるの？」男性に対して「彼女はいるの？」と。高額なものを購入する際に男性の判断を仰ぐ…家のメーカーさんとか車のディーラーさんに行ったときに「どうされますか？うちの車を購入されますか？」というときに、男性の顔色を窺う。そういうところも「マイクロアグレッション」…これも気を付けなければならないと、最近言われるようになってきているところです。

「ジェンダー平等に関する国内法と政策」ということで、『男女雇用機会均等法』から始まって、これもたびたび改正されております。『子ども・子育て支援法』『女性活躍

推進法』『育児介護休業法』とか、最近『女性支援新法』というのもできました。正式名称が『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』ということで、実は明日、奈良県の審議会でもこの法律についての話し合いが行われることが予定されていますけれども、こうしたニュースもマスコミがなかなか大きく報じるところではないので、私たちは見逃しがちではあるんですけれども。しかし身近な問題でもありますのでね、ジェンダーというのは。やはりアンテナを張って「あ、新しくこういう法律ができたのか」と知っておくことも非常に大事なのかな、と思います。

『女性活躍推進法』についても、一度改正が入って対象となる法律に基づいて取り組み状況を報告する義務とか、そういうのが発生しているわけなんですけれども、こういう取り組みが徐々に徐々に今広がってきている状況です。だけれども法律だけではなくて、私たちの意識だとか、一人一人がジェンダーの問題についてちゃんと知っておくということも重要なのかな、と思います。

『フェムテックトーキョー』というのが、実は前年度から東京で開催されるようになっているんですね。東京ビッグサイトで開かれているわけなんですけれども、女性のライフステージにおける生理・月経・妊活・妊娠性・妊娠期・産後・プレ更年期・更年期…更年期については、実は男性も他人事では

なく男性の更年期の問題もありますので、そういったことに注意を向けていく必要があるんですけれども、『フェムテック』に行きますとこうやって企業さんがブースを出して、「うちの企業が開発した商品です」とか、あるいは最近ではアプリなんかもあったりして、フェム“テック”ですから技術を生かして女性特有の問題を解決することが日に日に進んできているわけですけど。講演なんかも行われているんですね。非常に勉強になります。「生理に伴う症状による社会・経済的負担」…これが日本で年間どれくらいかと言いますと、6828億円…すごいです。「婦人科系疾患が与える経済的損失」…これが日本だけでも年6.37兆円と言われているんですね。こうした技術を生かしてジェンダー問題を解決していくことも、社会の中で進められているということでございます。

ちょっとこれはご紹介というか、企業から頼まれているわけではないんですけれども、「これはすごいなあ」と思ったのが、生理用ナプキンの無料提供ディスペンサー「OiTr（オイテル）」というのがあるんですよ。これは去年フェムテックに行ったときにオイテルさんがブースを出していて、ああすごいなと知ったわけなんですけれども、これは一時コロナ禍の中でも問題になりましたけれども、「生理の貧困」の問題というのがありましたよね。家庭の経済状況が厳しいんだけど生理用品さえ買えない

い。そういう女性に対して、どれだけ社会が面倒を見られるか…ということなんですけれども、このオイテルさんの商品というのは、女性のトイレですね、個室になってはいますが、こういう機械があって、まずスポンサーになってくれている企業さんのCM動画が流れるんですよ。それを見た後でスマホのアプリをピッてかざすと、一人が何枚ももらえるわけではありませんけれども、生理用ナプキンがもらえる。企業からしてみれば宣伝を打つこともできますし、実際利用者にとっては無料で生理用ナプキンが1枚もらえるということで、実はこれが日本全国どんどん広まってきていて、ただ奈良県では大和郡山の新しくできた市役所ともう1カ所…どこだったかな、先日話を聞いたんですけど、いずれにせよ全然まだ奈良県では導入が進んでいないんですよ。

ニュースのリンクを見ていただきますと、ちょうどこんなニュースもあったんですね。『大学トイレに生理用品を配布する機械 生理の貧困解決目指し』…これは福岡女学院看護大学のケースなんですけど、ちょっとこれを見てくださいかね。1分ぐらいですの

（音声）

福岡県古賀市の大学で、学生たちに無料で生理用品を配る機械が設置されました。古賀市の福岡女学院看護大学で、生理用ナプキンを無料で自動配布する機械6台が、

大学内のトイレに設置されました。経済的に生理用品が買えないといった、いわゆる生理の貧困の問題を解決しようと、同窓会からの支援によって贈られたものです。利用者は専用のアプリを起動し、取り出しボタンを押すことで、ナプキンを受け取ることができます。

「演習とかがある学校なので、今日始まっちゃったらどうしよう考える時期があったので、その不安がある意味払拭されたという意味では、すごくありがたいサービスだなと思います」

同窓会の副会長は、「学生がより良い学生生活を送るための一助になれば」と話していました。

…というニュースなんですけどね。例えばこういうのも、奈良県内の各大学で導入したらいいんじゃないかな、と考えておりますけどね。

あと『フェムテック』で出会った商品というか製品・サービスですよね、最近ではこうやってアプリを活用して、生理日や体調、基礎体温、ピル薬管理だとか、あるいは健康向けサービスと女性管理職育成プログラムを掛け合わせて、こういうサービスがどんどん生み出されているところではあります。

あといろんなジェンダー関連の話題に行きますけど、ジェンダーの問題で家庭内のことを言いますと、外に出れば給与格差の

問題なんかもあるんですが、家事・労働時間の男女差というのも実は日本の場合は大きい、ということなんですよ。これも『ジェンダーギャップを考えるカルタ』に入れたんですけども、「パパはやらないの名もなき家事」という。「掃除・洗濯・料理」といった家事と関連する細かくて見えにくい、しかし絶対に必要な家事の数々のこと」…これも日本の場合ですと、お母さんがやっちゃう、女性がやっちゃうということなんですよ。トイレットペーパーの交換・補充、ひょっとしたら男性、お父さんがやっているとところもちろんあると思いますけれども、町内やマンションの会合への出席、食事の献立を考える…あとはそうですね、ごみ捨てで行きますと、お父さんがお母さんから「ごみ捨ててきて」と言われて、「わかった」と捨てに行くんですけども、ごみを捨てに行っただけで「よし、家事をやったぞ」というパターンが多いのかなと思いますけど、しかしごみを捨てに行ったら、新しいごみ袋をごみ箱にセットしているかと言うと、そこまではできていない場合も多いのではないかと。ごみ箱に新しいごみ袋をセットするのも、実は名もなき家事のひとつなんですけど、そういったところも意識して家庭内で男性も動く、そういうことをしていかないと、家事労働時間の格差…外国ではもう男女でほとんど変わらないというところも多々ありますので、ここは日本の男性が意識を変えてやっていかない

といけないところなのかもしれません。

もう一つカルタを紹介させていただきま
すと、「あら不思議 パラレル家事で妻ゴキ
ゲン」…これは2年目に作ったやつですか
ね。「パラレル」とは「平行」という意味
で、「パラレル家事とは、妻が家事をしてい
る時間帯に、夫も何らかの家事を行うこと
を意味する。妻が家事をしているときに、
夫はソファーに寝転がってスマホをいじっ
ているため、それを不満に思う妻が多いの
ではないでしょうか。パラレル家事はその
ような妻の不満を解消し、夫婦円満を実現
するためのちょっとした工夫なのです」…
「いや、俺はやっている！」という方も中
にはいらっしゃるのかもしれませんが、
「家事労働時間の格差」を本当に減らそうと
思ったら、何より「妻ゴキゲン」というと
ころで行きますと、一緒に台所に立って料
理を作る、皿洗いをする、あるいは妻が料
理を作ってくれている間に風呂掃除をする
とか、そういったことが日本人男性には求
められているところなのかもしれません。

あともう一つジェンダーの問題…ちょっ
といいお話をさせていただきたいのは、日々
私はジェンダーの問題・ニュースをこまご
まチェックをしているんですけれども、
「あ、そう言えばこういうニュースもあった
な」というのをぜひ皆さんにご紹介させて
いただきたいと思います。「最も寝ていない
のは日本の女性」ということで、日本人の
平均睡眠時間が7時間22分と最短で、しか

も男性より女性の方が13分短かった、とい
うことなんですよ。このあたりも日本人
の女性が、家事・育児だけではなくて中
には介護を抱えたり…というパターンがあ
って、個々の状況にはよるんですけれど、
やっぱり睡眠というのは健康にとって大事
なことですから、こうした睡眠時間を意識
してなるべく長く取っていくということな
んかも大事なのかなと思います。睡眠時間
は短いのに、平均寿命は日本人女性が一番
長生きというのも不思議な気がいたします
けれども。

あと、企業さんなんかへ行って話をする
ときには、例えばポーラ化粧品さん…例に
出していますけれども、こういう先進的な
企業の取り組みなんかをどんどん取り入れ
ていくことも大事なのかなと思います。

ちょっと駆け足になりますけれども、次
は「子どもの権利」に行きたいと思います。
『子どもの権利条約』…採択されたのが1989
年で、まさに冷戦が終わった年なんですよ
ね。そういう意味では比較的年の若いとい
うか、新しくできた人権条約とも言えるわ
けです。

日本も締約国になっていまして、関連の
国内法なんかも条約の影響を受けて作られ
たり…ということなんですけど、条約自体
は3つの議定書というのが付けられていま
す。『子どもの売買・子どもの買春・子ども
ポルノに関する選択議定書』…これも昔は
一時、まだロシアがG8に入っていて…最

近はロシアを外してG 7と言われるようになっていますが、G 8の中で子どもポルノとかで刑事罰を設けていないのは日本ぐらいだ、ということで…実はこれもいつか諸外国からあるいは国連から、勧告・批判を受けていたり…ということもありました。この問題に関する議定書もあります。

『武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書』…いわゆる子ども兵ですよね。これに関する議定書もあります。それと冒頭にお話しした「個人通報」ですよね、『個人通報手続きに関する選択議定書』…これら3つの議定書が盛り込まれて…というのが『子どもの権利条約』ということなんですけど、4つの柱があります。実はこれ、従来は4つの柱ということで、「生存」「発達」「保護」「参加」つまり「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利・」「参加する権利」…一昔前はこう言っていたんですけど、あらためて見てみますと、現在はこういう風になっているんですね。「生存・発達」がひとつにまとめられている「生命・生存及び発達に対する権利」…命を守られ成長できると。「子どもの意見の尊重・意見表明権」…これは最近、子どもの権利との関係で非常に注目されている「アドボカシー」というやつなんですね。またネットで検索して、いろいろご覧になっていただけたらと思います。条約3条に規定される「子どもの最善の利益を第一に考えて、国が動いてください」…これは条約上の義務ともいえます。

もう一つが「差別の禁止」ということですね。大学ということで行きますと、大学生も半分大人・半分子どもみたいなところがあって、『子どもの権利条約』に関する諸々の知識を私たち大学関係者が持つておくことも大切なのかなということで、ちょっとだけでしたけれども入れさせていただきました。

「大学と人権」ということでいろいろと見ていきますと、意外とたくさんあるなと思って…パワハラ・アルハラ、それから最近関東の大きな大学で問題になっていますけれども、体育会系のクラブ活動ですよね。これを調べさせていただきますと、天理大学さんなんかは『スポーツ宣言』というのを作っておられます。関東の大学なんかは『スポーツ憲章』という名前で作っていたりもするんですけど、やっぱりスポーツを頑張っている学生も各大学にたくさんいるかと思っています。時には大学の広告塔になったり、他の学生の模範にならなければならないというようなこともありますので、こういう『スポーツ宣言』『スポーツ憲章』というのを作るのは、すごく大切なことかなと思います。

作ってそれで満足というだけではなく、きちんと学内に浸透させてやっていく。その後というのも非常に大切なことと思うんですけども、そういったところも「大学と人権」という意味では大事なかなと思います。

それから「防災訓練」…命に関わる部分ですよね、「救急救命講習」、それから「悪質商法から身を守る消費者としての権利」、これは学生に限らず教職員もそうです。それから「過労」「メンタルヘルス」「ブラックバイト」「労働者としての権利」…これは最近「バ畜」と言うらしいですね。少子化の時代を反映して、学生バイトに無理を言って「シフトに入れ入れ」とうるさいと。そういう形で学生がいいように使われてしまう。そういったところからも、やっぱり大学が学生の人権ということで守ってあげないといけないのかな、と思います。

「闇バイト」ですよね…これは学生がともすれば飛びついてしまいそうな危うい部分もありますので、気を付けて啓発をしていかなければなりません。それから、「ネットリテラシー」もそうです。このあたりは私も実は法学部…1年生のリスク講習ということで、今年ですとゴールデンウィーク前ですかね、来年度は「4月2日に早速やってください」ということで、学部の教務の方から言われているんですけれども。長い夏休み…7月・8月に入る前には、ゴールデンウィークでも学生がいろいろと「やらかす」かもしれないので、できるだけ早いうちに注意喚起と言いますか、リスク講習をやる必要があるのかなと思います。

以下「子どもの貧困」との関連での「高等教育の無償化」…実はこれも社会権規約には条約上の義務として盛り込まれている

ところではあるんですけど、日本政府はそれを踏み倒してこれまでやってきたようなところもございます。

「就学支援新制度」「奨学金問題」…奨学金もこの前の『報道特集』ですかね、土曜日から日曜日の夕方にやっている番組を見ていたら、2～3カ月前に出てきましたけれども、世帯として生活保護をもらっている場合は世帯分離をしないと大学に進学できない。つまり、家族から独立して生計を別にしないと大学に進学できない…そういう問題がある。私も実はそれで初めて知ったんですけど、そういう問題なんかもあるということですよね。つまり、「生活保護をもらっているんだから大学進学は贅沢だ。そんなこと（大学進学）は言ってくれるな」というのが国の現状というか、制度になってしまっているんですね。

あとそうですね、「ヤングケアラーの問題」なんかもありますし、「障がい者への合理的配慮」「ジェンダーにまつわる問題」…すでにお話したところも含めてですね。私はゼミで小学校とかに行く場合がありますけど、「くん・さん呼称問題」というのも一応あるかなと思うんですよね。というのは、小学校とかに行きますと、先生が子どもたちのことを「くん」では呼ばない。みんな「さん」で呼んでいるんですよね。だから、「ひょっとして大学の方がちょっと遅れているのではないかな」と思ったりするんですけど、ゼミで「〇〇くん」と今まで

「くん」呼ばわりしてきた学生をいきなり「さん」で呼んだら「ちょっと変な感じだな」と思いながら、そういうことなんかも今年度気づいたと言いますか、考えたちょっとした問題ではあるのかなと思います。

時間も迫ってまいりましたけれども、私から最後にということで、人権問題はただ単に知識を獲得するだけではなくて、最近これも「エンパシー」ということで、「人の立場に身を置いて考える」「味方になる」「積極的に行動する」…そういうことも大事だと言われるようになってきております。「エンパシー」…そもそもジェンダーの世界で、イギリス在住のブレイディみかこさんの本の中に出てくるんですよ。長男だったか男の子がいて、このエンパシーというのはつまりどういうことかというのを、長男が「他人の靴を履く」と表現して、まさにそういうことだというので「そうだ、そうだ」と理解が広まっていつている概念であります。これはただ単に一時的な感情、心の動きとしての「シンパシー（同情・共感）」とは違って、深い身の寄せ方というか、そういうところも大事だと言われているんです。

そのエンパシーを鍛えるのに、やっぱり体験・実感するのが一番かなということで、今日は時間がないのでここで見るわけにはいかないんですが、リンクを入れています。また資料についてはリクエストがあれば私がお送りしますので、あるいは『青い目茶

色い目』をメモしていただいて、ネット検索で見えていただいたらと思うんですが、これはキング牧師が暗殺された後、アメリカの小学校で行われた実験授業があるんですね。「青い目の子どもたちは優秀です。茶色い目の子どもたちはそうではありません」と小学校の先生が言い出すわけです。数日経ったら「ごめん、逆でした。実は茶色い目の子の方が優秀で、青い目の子は劣っているんです」と言って、差別する側・される側を子どもたちが実際に体験するという、非常に斬新なというかそれこそラディカルな教育手法なんですよ。

今時こんなことをやったら、保護者が怒鳴り込んできて収拾がつかなくなるんですけど、でもこれが今でも語り継がれているというのは、やっぱり身をもって体験して「差別してはいけない」ということをわからせるという、非常にこれはこれで私も素晴らしいなと…国際人権法の授業でいっぺんに学生に見てもらおう。16分ぐらいの動画が出てくるんですけども、またこれをご覧になっていただければと思います。

また「バリアフルレストラン」というのもあって、これも国際人権法の授業で見られている動画なんです。

（動画）

「介助の方がいないとレストランに入ることができないんですけども、ここは…」

「バリアフルレストラン、健常者が実際にバリアを体験してみる。障がいと社会のあ

り方について考えてもらうための体験型のイベントです。」「店の天井の高さが170cm、車椅子の人には十分なのですが…健常者は腰をかがめて入店しなければなりません。」

(以下省略)

…というVTRでしたけれども、こういうのもやっぱりエンパシーを獲得すると言いますかね、相手の立場に身を置いて…ということと言いますと、非常に参考になるVTRなのかなと思ったりするわけです。

ということで、質疑応答の時間にまで食い込んでしまいましたけれども、ご清聴ありがとうございました。ご質問等あればチャットでお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会：

末吉先生、ありがとうございました。大変幅の広いテーマということで、『日本における人権保障の現状と課題』につきまして、非常にわかりやすくご解説いただけたかと思えます。

本来ならここで、ご質問等ございましたら2つ3つお受けさせていただくんですけど、時間がもう5時1分前ぐらいになってきておりますので、もしございましたらチャットの方に書き込んでいただけましたら幸いです。

時間が参りましたので、これで講演会を終了させていただきたいと存じます。以上

をもちまして、奈良県大学人権教育研究協議会 2023年度の講演会を終了とさせていただきます。本日は皆さま、多数の方々にご参加いただきまして、誠にありがとうございますございました。お忙しい中ご参加いただきまして、本当にありがとうございました。

2023年度 奈良県大学人権教育研究協議会 研 修 ・ 交 流 会

2024年2月29日（木）
帝塚山大学 オンライン開催

プロフィール

川口 均（かわぐち ひとし）

B C M防災研究所 主宰

略歴

大阪工業大学大学院工学研究科修士課程経営工学専攻修了（工学修士）

名古屋工業大学大学院工学研究科博士後期課程社会工学専攻マネジメント分野修了（博士（工学））

在阪電機メーカーにて国内外の工場責任者を歴任し定年退職後、「財団法人京都産業21」及び「社会福祉法人奈良県社会福祉協議会」における勤務を経て現在は「B C M防災研究所」を主宰。

N P O法人事業継続推進機構元理事兼同関西支部 元支部長
N P O法人奈良県防災士会 元理事

<所属学会>

地域安全学会、日本経営工学会、日本経営システム学会

自然災害と人権

～ソリューションは機能したか？～

川 口 均

目次

- 第1章 序論
- 第2章 被災者の人権
- 第3章 被災者の人権保護関連法
- 第4章 災害現場で生じた人権問題
- 第5章 インクルーシブ避難所
- 第6章 まとめ

第1章 序 論

BCM防災研究所の川口均と申します。ただ今より、「自然災害と人権」と題しまして、お話をさせていただきます。副題は「ソリューションは機能したか？」です。話の中心は第4章「災害現場で生じた人権問題」です。実際に災害現場で生じた人権問題を具体的にご紹介しながら進めてまいりたいと思います。話の着地点は第5章「インクルーシブ避難所」です。

(1) 自己紹介等

まず自己紹介を兼ねまして、私の普段の活動の一端を動画にてご紹介させていただきます。令和6年能登半島地震によって被

災した石川県珠洲市の状況を撮影したものです。令和6年能登半島地震は直下型地震であり、家屋の壊れ方は阪神淡路大震災や熊本地震における壊れ方と共通しています。2階建て家屋の1階部分が押し潰されたような壊れ方をしています。珍しいのは電柱が根元からネジ切れてしまっている光景であり、あまり見た経験がございません。よほど強い揺れだったということを物語っています。

もう一つの特徴は、倒壊した家屋の屋根の瓦が屋根に固着したままであり、瓦が散乱しているという状況がほとんど見られないのは熊本地震の場合と大きく異なる点です。

その理由は、能登地方においては、瓦をビス留めするか、又はワイヤーで固定する施工法が行われているためです。この施工法は、台風などの強風に対しては有効な施工法であり、地震の揺れに対し果たしてプラスに働いたのかマイナスに働いたのかについては、今後の検証を待つ必要があると考えています。私は、このように被災地における調査並びにボランティア活動から得

た知見に基づいて、奈良県内における防災講演や訓練を実施している者です。

(2) 災害時の人権について

さて、「災害時の人権」という言葉の意味ですが、私の考えでは、「被災者が普段に近い生活ができる」ことと考えております。被災地におきましては、人命救助や行方不明者の捜索活動が優先され、「生存者はある程度のことは我慢すべき」ということを、口に出す方はいらっしゃいませんけれども、そのような空気が漂っているのも事実です。私は、生存者が普段通りの生活を望むのは当然のことであって、しかしながらそれが実現し難い障害が横たわっているのが現状であると考えています。

(3) 問題及び課題の提起

先立ちまして、人権問題についての問題及び課題の提起をまずさせていただきたいと思います。

- ① 奈良県においては、警戒レベル4（全員避難）が発令されても避難者はごく少数であり、避難率は1～2％に過ぎません。行政が警戒レベル4を発令する目的は、住民の生命を守るための事前避難を促すためですが、奈良県内においては、あまり有効に働いていないという実状があります。
- ② 発災直後の避難所では見知らぬ男女が床の上に雑魚寝という状態が一般的

です。これを望む人は、恐らくいらっしゃらないだろうと思います。

- ③ 犠牲者が高齢者と障害者に集中しているというデータがありますが、何故こんな事が起こるのでしょうか？
- ④ 災害時の困難を生き抜いた方が、その後の避難生活の中で力尽きて亡くなる方が少なくありませんが、何故なのでしょう？（災害関連死が多い）
- ⑤ 指定避難所に障害者の方のお姿がほとんど見当たりません。障害者の方は社会の中に一定数いらっしゃるはずなので、指定避難所においても一定数の障害者の方のお姿があるのが自然なのですが、現実には殆んどお見かけしませんが、何故なのでしょう？
- ⑥ 福祉避難所は、高齢者及び障害者の方が災害時に滞在し易くするための仕組みですが、あまり機能していないという実態がありますが、何故なのでしょう？
- ⑦ 発災時に平時以上に暴力事件が多発するという現象がありますが、何故なのでしょう？

これらはいずれも人権に関わる問題であると考えています。

次に、奈良県内には指定避難所として指定されている大学や短期大学が多くありますが、以下に、指定避難所とその周辺問題に関する課題提起をさせていただきます。

① 各大学及び短期大学においては、学生さんと職員さんを合わせると数千人になるのではないのでしょうか。発災時にその方たちの安否確認を短期間にできる仕組みをお持ちでしょうか？ 短期間と申しますのは、2～3日と考えております。

② 校内の避難所を迅速に解錠できるでしょうか。発災時に避難所が迅速に解錠されなければ、殺到した避難者の方がお困りになると思います。速やかに解錠できますか、という課題があります。

③ 避難所運営責任者はお決まりでしょうか？

④ 大災害発生時には、停電・断水・電話の不通など、インフラ停止が予想されます。インフラ停止時に、避難所をスムーズに運営できる準備はできていますか？ 避難所運営マニュアルは作成済みでしょうか。そのマニュアルを使って、避難所運営訓練を実施されていらっしゃるでしょうか…等々の課題があります。

公開情報に基づきまして、参考ですが、本日まで参加の13大学さんの避難所指定状況を調べさせていただいたものを、ただ今ご覧いただいております。9校さんが指定されています。指定されていないのは天理大学さん、奈良県立医科大学さん、奈良先端科学技術大学院大学さん及び畿央大

学さんです。指定の有無は良い悪いという問題ではありません。避難所に指定されていれば、それに対する事前準備が必要となるのではないのでしょうか？

第2章 被災者の人権

平時より人権問題は存在していますが、自然災害発生時はそれが表面化し、より目立つようになります。被災者の人権要素に関する私の考え方を述べます。これは決してオーソライズされたものではございませんので、ご異論もあろうかと思ひます。後ほど、そういったご意見をお聞きしたいと思ひています。

その対象は「生存者の人権」です。そして被災時には、その人権の要素が毀損されます。その要素は「安全」、「人間関係」、「生活必需品」、「インフラ」及び「住居や財産」です。そういった人権を構成する要素を回復させていくプロセスが事後災害対策です。被災すると、本人及び家族の安全が脅かされ、職場が被災して職を失う方も多数発生します。生活を維持し糧を得るためには就労も回復させていかなければなりません。そして、人によりますけれども家族同然のペットの安全を願う方もいらっしゃるでしょう。

被災することによって、コミュニティの崩壊が予想されますので、コミュニティの回復を図る必要があります。そしてそのコ

コミュニティの中での自分自身のアイデンティティをも回復させる必要があります。生活必需品やインフラ、住居・財産などの回復を図りながら、生活再建を図ることが最終目標になります。この生活再建は短期間にはできるものではなく、1年の整数倍、場合によっては10年の整数倍など長期間を要します。このように、人権の要素別の取り組みが必要であると考えております。

第3章 被災者の人権保護関連法

被災者の人権を守るための法律並びにこれらの法律を定着させるためのガイドラインがありますが、それらはかなり整っているように私は考えております。しかしながら、法律やガイドラインに現実が追従できていないケースが多数発生していると考えております。新しい法律やガイドラインを作るよりもむしろ、現状を法律やガイドラインに近づけることに注力すべきだと思います。

関連法の中でも基本となるものは「災害対策基本法」であり、さらに「土砂災害防止法」、「水防法」及び「障害者差別解消法」があります。そして、法律以外では「防災基本計画」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」などがあります。これらを防災に関連する法律及びガイドラインとしております。

法律やガイドライン等において述べられ

ている次の8項目のソリューションに注目しています。8項目のソリューションとは、No.1「避難行動要支援者名簿」、No.2「個別避難計画」、No.3「避難確保計画」、No.4「指定避難所」、No.5「福祉避難所」、No.6「障害者に対する合理的配慮」、No.7「災害ボランティアセンター」及びNo.8「BCPの作成」です。本来、私の専門はNo.7の「災害ボランティアセンター」及びNo.8の「BCP」ですが、本日はそこまで話が至りませんので、No.1からNo.6「障害者に対する合理的配慮」までを扱わせていただきます。具体的には過去の災害事例の中でお話をさせていただきます。

第4章 災害現場で生じた人権問題

第1節 避難行動要支援者名簿と個別避難計画

2018年に発生しました西日本豪雨において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画がどのように活用されたかを検証してみたいと存じます。まず「避難行動要支援者名簿」と申しますのは、法律で作成が義務付けられているものでして、発災時に自力で避難することのできない方、高齢者や障害者の方を対象にした名簿です。そしてご本人の同意に基づいて、地域の支援者の方に公開し活用していただくものです。

「個別避難計画」は市町村に作成努力義務が定められています。先ほどの避難行動要

支援者名簿とは義務の内容がやや異なります。避難行動要支援者名簿の方は作成義務、個別避難計画の方は作成努力義務が定められています。ここでいう個別というのは、要支援者の方お一人お一人の避難計画という意味です。在宅の要配慮者のための避難計画です。支援者には地域の中の適任者及びボランティアの方を選任します。

図は個別避難計画のイメージ図です。要支援者の方を中心に据えています。個別避難計画の対象となる方は、「災害時に自力で避難できませんので、避難を支援してください」と希望している方です。そして、ケアマネージャーという職種の方がいらっしゃいますけれども、この方が中心になって、地域の民生委員、近隣住民の方、自主防災会、または自治会の人に参集していただいて、行政が作った個別避難計画の様式の中の項目に記入することによって、個別避難計画を完成させていくというイメージです。

(1) 西日本豪雨における事例

2018年（平成30年）に発生した西日本豪雨は死者263名を出した大豪雨でした。西日本豪雨の被災地の一つである倉敷市真備町にフォーカスして検証してみました。真備町の東端には高梁川が北から南方向へ流れ、小田川が真備町を横断して高梁川に合流しています。西日本豪雨において、高梁川の水位が小田川より高くなり、高梁川から小田川へ逆流し、その結果、小田川から氾濫

しました。マップ上の黄色く塗りつぶしたエリア、真備町の中央部分が浸水被害に遭いました。そして、赤丸の地区において、水死者が発生しました。私はこの赤丸のエリアに災害ボランティアとして入りました。こちらの写真は、浸水被害を被った家屋から廃棄する家財を運び出して、トラックの到着を待っている状況です。

西日本豪雨によって、死者が発生した愛媛・岡山・広島3県の死亡者を年代別に度数分布グラフにしたのがこの左側のグラフです。同グラフによると、60歳代以降の高齢者の棒グラフが65.8%と死者が集中していることがわかりました。このグラフの中から真備町の死者を抽出して作成したグラフが右側のグラフであり、70歳代以上の棒グラフが78%と死者が、さらに集中していることがわかりました。真備町だけで死者数が51名に達していました。その51名の内訳を調べてみると、51人のうちの42人の方は避難行動要支援者名簿にお名前が記載されている方であり、避難の支援をご希望されている方でした。しかし現実には、避難支援者が訪れることなく、犠牲になったのでした。そして、51名の方の死因は全員が水死でした。51名のうちの43名の方は屋内でご遺体が発見され、43名のうち42名の方は1階でご遺体が発見されました。水平避難する余裕のない場合は垂直避難できれば命が助かっていた可能性があります、1階で42名の方のご遺体が発見されたとい

うことは、垂直避難が叶わなかったということになります。

この時、個別避難計画はどうであったかと申しますと、内閣府が作成を推奨している段階でありまして、まだ義務化前でした。1階でご遺体が見つかった42名の方の住宅を調べたところ、半数の21名の方は平屋にお住まいであり、垂直避難は叶わない状況でした。残りの21名は2階建て以上の住宅にお住まいの方でしたので、自力で2階へ上がる体力があるか、もしくは2階へ身体を運び上げてくれる支援者の方がいたならば犠牲にならなかった可能性がありました。

このときの死者のリストの中に若い方もいらっしゃいまして、どういうことなのかを調べてみました。その方は27歳のお母さんと5歳の娘さんでした。このお母さんは軽度の知的障害をお持ちの方で、仕事と育児に頑張っているシングルマザーの方でございました。当日、施設の担当の方がお母さんに電話して、「どうしている？」と様子をお聞きになりましたところ、「娘が雨音を怖がって寝ないの」という返事がありました。ご担当の方が「小学校へ避難しなさい」とアドバイスをしたのに対して、お母さんは「小学校の場所が分からない」と回答されたそうです。お母さんの障害の症状は、行ったことのない場所には行けないという方だったのです。その後、「家の中に水が入ってきた。怖い、もうダメ！」という言葉を残して、帰らぬ人となりました。

た。

この親子の場合も個別避難計画未作成でした。避難行動要支援者名簿または個別避難計画に掲載されていて、避難を支援する人がもしいたのならば、この母子の命は助かっていた可能性があります。

日本全国の個別避難計画の作成状況が令和元年時点でどうであったか、ということ調べてみました。この時点ではすでに、作成努力が義務化されていた時期です。使用データは、対象者全員の分を作成済みという市町村数及び一部作成済みという市町村数の合計を「作成」としてカウントしてグラフを作成しました。そうすると、福岡県・佐賀県・大分県ではこの時点で既に100%作成済みでした。奈良県は47都道府県中47番目の最下位であり、不名誉なことでした。奈良県においても頑張っている市町村もあり、奈良県下の39市町村のうち上牧町と十津川村においては対象者全員分の作成が既に完了していました。

続きまして、同じ個別避難計画の作成率を令和5年のデータを使用して計算してみました。そうしますと、100%作成済みという都道府県が随分増えました。奈良県においても作成率は増えましたが、全国最下位という不名誉な状態は変わっていませんでした。奈良県下においては、黒滝村・橿原市が全部作成済み市町村の仲間入りを果たしました。この点は喜ばしかったと思います。

西日本豪雨前の真備町においては、避難支援者である自治会長さんや民生委員さんから避難行動要支援者名簿の受け取り拒否が相次ぎ、同名簿の活用に至りませんでした。

西日本豪雨において「ソリューションは機能したか？」ということを検証してみますと、真備町においては、避難行動要支援者名簿は作成済みであったが、同名簿の有効活用ができていなかったのもので、ソリューションは機能しなかったと判断いたしました。避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画というものは、コミュニティが成熟していなければ有効に活用できない仕組みであることを痛感する結果となりました。

第2節 避難確保計画

東日本大震災、平成28年台風第10号及び令和2年7月豪雨を事例として避難確保計画について検証してみました。避難確保計画というのは、要配慮者の方が利用する施設に作成が義務づけられています。先ほどの個別避難計画と避難確保計画とは対象とするものが異なります。個別避難計画は要配慮者お一人お一人のための計画であるのに対して、避難確保計画は施設に作成が義務付けられているものです。ここでいう要配慮者とは、高齢者の方や障害者の方などを指し、災害時に特に配慮を要する方々のことです。

(1) 東日本大震災における事例

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災についてはご存じのとおり津波被害が大きかった海溝型地震でした。同地震による直接死及び間接死を合わせると2万人を超える犠牲者が発生したという大震災でした。この時の宮城県石巻市立大川小学校の事故にフォーカスして述べさせていただきます。大川小学校内で83名の命が失われました。当日の在校生総数88名のうち、生存者はたった5名に過ぎませんでした。

大川小学校を中心にしたハザードマップによると、大川小学校の近くには海があり、北上川がすぐ側を流れています。ハザードマップ上では浸水エリア外に大川小学校が立地していました。ハザードマップというのは、特に浸水しやすい危険エリアを表していますが、危険エリア外は安全な地域であるという意味ではありません。浸水エリアは特に注意が必要との意味であって、浸水エリア外は決して安全地帯を表していません。

さて、この写真は大川小学校を、その裏山から見下ろすように撮影したものです。大川小学校の西方向に北上川が流れており、校内には校庭、校舎、体育館及び渡り廊下という配置となっていました。当日の避難ルートを図にしたものをご覧ください。地震発生後に津波警報が発令されて、児童は校舎から校庭へと一次避難をしまし

た。一人の児童は裏山へ駆け登り、津波からの避難をしましたが、「勝手な行動をするな」という先生によって校庭へ引き戻されました。

雪が降る校庭に全員が50分間留まりました。50分間も校庭に留まった理由は、地区長さんが「このあたりを津波が襲ったことはないので、避難の必要はない」と強く主張され、一方で教頭先生は「裏山へ避難させてほしい」と主張し、2人の意見が対立し押し問答をしているうちに50分間経過したのでした。

やがて50分後に、裏山ではなく「北上川沿いの三角地帯へ二次避難する」という結論を出して、校庭から出て駐車場を横切りましたが、その先は行き止まりであったために、一旦は北上川方向に進路を変えて避難を始めたところ、北上川を遡上して来た津波が集団の列に襲いかかって来ました。津波に遭遇した児童の列は、方向を変えて裏山に登ろうとしたのですが、大部分の児童は間に合わずに津波に呑み込まれてしまいました。

大川小学校周辺の標高を調べてみると、避難先として目指した三角地帯は学校の標高よりわずか20cm高いだけ、それに比べて裏山の標高は185mでした。津波避難の原則は、海から遠ざかる、川から遠ざかる、そして高台避難をするというのが大原則ですが、三角地帯を目指した避難の仕方というのは、どの原則にも当てはまらないもので

した。津波に襲われた後の校舎の写真によると、2階又は屋根の上に避難したとしても助からなかった、そういう状況が見てとれます。

このときの大川小学校の人の動きを整理してみました。在籍児童は108名に対して、当日の出席児童数が103名、そのうち父兄のお迎えによって帰宅した児童数が27名、それら帰宅児童は全員無事でした。校庭へ一次避難した児童数は76名、76名のうち生還したのは4名だけでした。児童と共に校庭へ一次避難した教職員数は11名、11名のうち生還された方は1名、校庭への一次避難者の生還合計数は5名となり、児童及び教職員の犠牲者総数は82人にもなりました。

このときの状況を振り返ってみますと、市の広報車が高台避難を呼びかけて、学校の周りを走っていました。裏山へ駆け登った児童は先生によって連れ戻され犠牲になりました。児童のお迎えの一人の保護者は、先生から「家に帰るよりも学校の方が安全です」と引き留められ犠牲になりました。地区長の方が「避難無用」と強く主張し裏山避難を否定し、三角地帯へ避難誘導し大惨事が引き起こされたのでした。

そして、生還された教員の方は市の災害対策本部や教育委員会、警察、消防、又は自衛隊などに対して、大川小学校で発生している大惨事の報告をして救援を求めるといような行動を一切されませんでした。生還された先生や児童の事故当時の様子に

関する証言は貴重ですが、両者の証言内容には食い違いが生じています。

事故後の対応を巡って、保護者の方には不信感が募りまして、裁判ということになり、保護者側が1審・2審とも勝訴しました。その判決理由は、「学校の危機管理マニュアルに避難場所が明記されていなかったのには落ち度がある」ということでした。「適切な場所に避難する」という記載ではマニュアルにならないと判断されたのでした。そのことが原因で、避難先に対する意見の相違で対立し、見当違いの方向への避難につながったとの判断になったのでした。その後、大川小学校は廃校となりました。

大川小学校において「ソリューションは機能したか？」について検証してみました。児童は要配慮者であり避難確保計画の対象者ですが、学校側は危機管理マニュアルと称する避難確保計画の作成義務を果していましたが、実効性が無かったことは明らかです。したがって、大川小学校においては避難確保計画というソリューションは機能しなかったと判断できます。

次に、東日本大震災の犠牲者のデータを調べてみると、もう一つ特徴的なことがございました。東北3県の死亡率が1.03%であるのに対して、その中に含まれている障害者の方の死亡率は2.06%と全体の2倍という障害者の死亡率の高さが判明しました。この方々も要配慮者であって、特別な配慮がなされなければ、犠牲になる人が多くな

るという危惧が現実のものとなりました。個別避難計画や避難確保計画の必要性がここに表れていると思います。

東日本大震災の全体を見た場合の「ソリューションは機能したか？」という問題については、「ほとんど全てのソリューションが機能しなかった」という判断に至ります。中でも顕著な事例が宮城県にございました。宮城県は日本の中でも「福祉」については先進的な県であり、施設の中に要配慮者の方を閉じ込めて福祉を行うのではなく、一般社会の中で要配慮者のお世話をしながら一緒に生活するという福祉を実践されていた県でした。それ自体は大変先進的な福祉であったのですが、そのやり方の中に「災害対策」という観点が欠落していたのです。従って、要配慮者の方の犠牲者の比率は東北三県の中でも宮城県が特に高くなったという悲しい結果になりました。

(2) 平成28年台風第10号における事例

平成28年台風第10号（2016年）の際に、岩手県岩泉町の「楽(ら)ん楽(ら)ん」というグループホームで、悲劇が発生しました。楽ん楽んには入所者が9名いらっしゃいましたが、全員が洪水によって死亡してしまいました。この写真が楽ん楽んに隣接する小本川です。楽ん楽んは平屋建てでした。奥にあるピンクの大きな建物は、同じ経営の介護老人保健施設（以下「老健」）です。

洪水後の写真から、洪水発生時は、小本川に沢山の流木が流れ、楽ん楽んは濁流と流木に囲まれていた状況が想像されます。楽ん楽んから老健の3階建ての建物までは歩いていける距離にありました。洪水被害に遭った楽ん楽んの室内には2mを超える高さに浸水跡が残っていました。

経緯を振り返ってみますと、楽ん楽んは平屋建て、職員は10名、義務化されていた避難計画は未作成、かつ避難訓練は実施されていませんでした。そしてこのとき、町は避難準備情報を発令しており、その避難準備情報を聞いて、隣接する老健では全員が3階へ避難し、最終的には屋上からヘリで救助されて、全員の方がご無事でした。しかしすぐ側の楽ん楽んでは、施設長さんが当時宿直をされていましたが、避難準備情報が「高齢者等の避難開始」を意味していることをご存じなかったのです。楽ん楽んの入所者が隣接する老健の建屋に避難していれば、楽ん楽んの入所者は犠牲にならなかった可能性が高いと言えます。

この事件を切っ掛けに法律が改められ、避難準備情報という名称が「高齢者等避難」に、避難計画が「避難確保計画」という名称に改められました。

平成28年台風第10号における楽ん楽んの事件において「ソリューションは機能したか？」について検討してみますと、それはソリューション以前の問題であり、社会常識としての防災知識が欠落していたといえ

ます。その原因は防災意識の低さにあると考えられます。

(3) 令和2年7月豪雨における事例

続いて令和2年7月豪雨、2020年に死者84名を発生した豪雨災害の事例を取り上げます。パンデミック下での災害であり、県外からの災害ボランティアの受け入れができない時期に発生しました。熊本県の特別養護老人ホーム「千寿園」にフォーカスしてお話をさせていただきます。熊本県を流れる一級河川の球磨川とその支流の一つである小川との合流点付近に千寿園は立地していました。千寿園は写真で見えるような一部が2階建ての堅牢そうな建物ですが、其の壁には高さ3m40cmの高さに浸水跡が残っておりまして。

左が浸水前の航空写真です。平時の小川の水量は少なく、脅威を感じるような河川には見えません。右側が洪水発生後の航空写真であり、小川からの越流水によって岸との境界が判別できない状態となっていました。

千寿園付近のハザードマップをご覧ください。紫で塗りつぶされたエリアは「20mまで浸水する可能性がある」ことを示しています。その紫のエリア内に千寿園が立地しています。さらに、土砂災害ハザードマップによると、土砂災害警戒区域内に千寿園が立地していることが分かります。千寿園では避難確保計画を作成していましたが、

「河川が氾濫する危険はない」という判断を独自に行い、土砂災害の脅威だけを考慮した避難確保計画を作成していたのです。

球磨川と小川の合流点付近にて洪水が発生した当日、午前5時に避難準備情報の発令を受けて、職員さんは避難確保計画に従って、隣接する「まごころ」に入所者65名を一次避難させました。職員の方は避難確保計画通りに忠実に避難を実施されていました。一次避難から2時間後に、まごころの1階部分が浸水し始めたので、慌てて千寿園へ引き返し、階段を使って千寿園の2階へ入所者65名を運び上げ始めました。浸水前に地元の村会議員の方が、村内見回りの途中で千寿園に立ち寄った際に「危い」との状況判断をし、地域の住民に応援依頼をし、千寿園の職員さんと応援の住民の方と合わせて10数名で4人1組になり、入所者を車椅子に乗せた状態で2階への二次避難を開始しました。応援の甲斐があって、多くの方の命が救われたのですが、二次避難が完了するよりも千寿園が浸水する速度の方が早かったのです。そこで、1階のフロアーに急遽テーブルを集めて島を作り、二次避難が間に合わなかった14人の入所者の方を車椅子ごとテーブルの島の上に載せました。ところが、浸水してくる洪水の流れが激しくてテーブルの島が壊され、その上にいた入所者の方は水中に落ちて水死してしまいました。

後の調査によりますと、施設長は「洪水

は心配ない」と思い込んでいたのですから、避難準備情報が発令されても自宅に留まり、施設には駆け付けませんでした。さらに、他の非番の職員の招集をしませんでした。

千寿園において「ソリューションは機能したか？」について検証してみると、被害想定を誤り、不完全な避難確保計画を作成したことによって、ソリューションは機能しなかったと判断できます。

避難確保計画の令和4年データに基づき都道府県別作成率グラフを作成したところ、幸いにして奈良県の避難確保計画作成率の都道府県別ランキングは20位でした。奈良県は平均的な位置にいるということで、奈良県の作成率が全国にて最下位である個別避難計画ほど落胆することはないということがわかりました。

第3節 避難所

避難所については奈良県の大学・短期大学共に大いに関係がありますので、取り上げてみました。災害対策基本法においては、「避難所は、立退き避難を行った居住者のみならず、滞在者、その他の者を受け入れなければならない」と定められています。さらに防災基本計画においては、「避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられなければならない」と記載されています。これが、後に出てくる「インクルーシブ避難所」という考え方につながります。

かつて東京都台東区で、「住民票のない方お断り」という避難所の運営をしたことがありました。結果的にホームレスを締め出したわけですね。ホームレスであろうと一般人であろうと、「命に差をつけて良いのか」ということで、全国から大バッシングを受けたことがありまして、今のような法律や計画ができています。

見ていただいているのは、避難所の典型的なパターンの写真を並べたものです。左上が阪神淡路大震災…床の上に雑魚寝状態です。発災後、避難者の人数が多い時期には、今もこういう状態になります。トイレに行くときには、他人の頭を跨いで行くという状況です。右側は、コロナ対策後に広く普及した避難所のかたちです。間仕切りをして、段ボールベッドの上で寝るというかたちです。最初からこういう状態ができればいいんですけどね、そうはなかなか行かないのです。物資が届くまで一定の時間を要しますから。

そしてこちらがイタリアの例。イタリアの避難所はホテルがメインで、それを補うためにテント村を48時間以内に建てなければならないというのが法律で定められており、テントは冷暖房付きで広さは10畳、キッチンカーや食堂専用テントが用意されます。日本の避難所における食事は雑魚寝をしている所とか、段ボールベッドの上で行うのです。こちらの写真はイタリアの避難所で提供されている食事です。炊き出しとは異

なり、プロのシェフが作った料理が提供されます。

(1) 東日本大震災における事例

「避難所における暴力事件が多かった」という調査データがあります。一つ目のグラフは、避難所及びその他で発生した暴力事件のデータです。暴力事件の種類としては「夫によるDV」、「その他のわいせつ行為」及び「同意のない性交」などがありました。右側のグラフは加害者との関係を示しており、夫が一番多いんですけど、次いで、避難所の住人（避難者）からの暴力となっています。ボランティアから暴力を受けたというのは許せませんね。

暴力事件の発生場所は自宅が一番多いんですが、次いで避難所における暴力事件も多いのがデータに表れています。暴力を受けた被害者の方の具体的な証言をご紹介します。「失業した父親が家族に暴力をふるう」、「夫が補助金で酒を飲み暴れる」及び「物資や経済的援助の見返りに性的行為を要求された」などの証言がありました。物資配布担当のスタッフが、被災者に物資を配る際に見返りを要求する…こんな事例も発生しています。後ろ盾のない女性は標的にされやすいという証言がありました。以下は省略させていただきます。

(2) 熊本地震における事例

2016年（平成28年）に発生した熊本地震

の事例を述べさせていただきます。熊本城の石垣の一部が壊れた地震の事例です。熊本地震における最大の特徴は関連死が多かったことです。地震動による直接の被害によって亡くなった直接死の方が50人であったのに対して、その後の避難生活の中で亡くなった関連死が223人にのぼりました。何故、そんなことになったのかという疑問が生じます。熊本地震は直下型地震で、令和6年能登半島地震における家屋の壊れ方と類似していました。この写真は地割れの跡を埋め戻した後のものです。

避難生活に耐えかねて亡くなった関連死の方の年齢別の度数グラフを作成しましたところ、70歳代以上の方が全体の78%を占め、関連死の方の高齢者集中傾向が強く表れていました。避難生活は、特に高齢者にとって過酷であるということがわかります。その原因は「避難生活における肉体的・精神的負担が大きい」と述べられています。避難生活者に対するケアの仕方の良し悪しで関連死の多少が左右されると考えられます。

この時の全体的な状況ですけれども、私立学校が活躍されたという記録が残っています。避難所に指定されていない私立学校20校が、他からの求めではなく自主的に避難所を開設されたのでした。中でも熊本学園大学は、インクルーシブ避難所の運営を成功させた事例として有名です。熊本県内には、一般避難所の他に176カ所の指定福祉

避難所がありながら、活発に運営されていませんでした。

熊本地震において「ソリューションは機能したか？」について検証してみると、ソリューションは機能しなかったと言えます。関連死が多かった理由として、①高齢者にとっては指定避難所が暮らし難かった、②福祉避難所は十分に機能しなかった、などが一因と思われます。そのような状況においても、熊本学園大学がインクルーシブ避難所のお手本を見せてくれたということは素晴らしいかと思います。

令和6年能登半島地震については評価するのは早すぎるため省略します。

第5章 インクルーシブ避難所

熊本地震に遭遇した熊本学園大学がインクルーシブ避難所をどのように運営したかをご紹介します。まず学園のグラウンドだけが緊急避難所であったのですが、避難者の多さを見かねて校舎を開放し避難所を開設されました。同学園は普段より、学校運営においてハード・ソフト共にバリアフリーの大学を目指して学園づくりをしていたことが役立ちました。事前準備なしの避難所開設ですから、ルールはなく、管理はしないが、目の前に現れた事柄について配慮はするという方針で、24時間体制で見守りサポートを行いました。同学園の避難所運営スタッフの方も被災者でしたが、運営スタッ

フになった方は業務命令ではなく、自由意思によって運営に参加されました。

当初、同学園は熊本市に対して物資の支給を依頼されましたが、指定避難所ではなかったため、その要求は実現しませんでした。やむなく自衛隊や普段よりお付き合いのある団体に依頼して、物資の応援をしていただいたとのことです。結果的に全期間を通して一般の方は700名、障害者の方は60名、車中泊の方は100名の避難生活のお世話をされました。一般の避難所には障害者の方の滞在はほとんど見られないのが実状ですが、同学園の避難所は一般の避難所と違って、避難者を選別しない、拒まないというインクルーシブ避難所であったのが特徴でした。

車椅子生活者の方が30名いらっしゃいまして、その方々は広いスペースがないと身動きできませんので、一般の方とは別の専用の部屋を用意さいました。学内には医師、看護師及び介護士の方がいらっしゃって、避難者の方に医療や介護のサービスを提供されました。避難所はいつか閉じないといけないんですけれども、一般的には日にちを限って避難者の方に退去していただくのですが、同学園では大学の都合で閉鎖しない方針を貫かれました。避難者の方が自主的に自宅へ戻られるのを待つという運営を行い、自宅へ帰れない理由を聞き取って、その理由を取り除くためのボランティア活動を実施されました。結局、45日間の

避難所運営を行い、関連死及び重症者は0人という成果を残されました。

この写真は、支援者から物資が届けられたときの写真です。これが、一般の避難者に開放した教室の状態です。こちらが車椅子専用エリアです。車椅子専用エリアはカーテンで仕切って、男女別にエリアを分けられました。こちらの写真は人工呼吸補助器を付けた方です。これが「インクルーシブ避難所」のかたちです。もう一つの特徴的なところは、メディアを断らないことでした。一般の避難所では個人情報保護を理由にメディアの取材を断るのが通例ですが、同学園では「全国に報道してもらって支援をもらいたい」という趣旨で、メディアを受け入れられました。

さらに、赤ちゃんを抱えたお母さんが疲労困ぱい状態だったので、一時預かりや沐浴のお世話も実施されました。避難生活でストレスが溜まっている子どもさんのために子ども広場を開設されました。これらの事柄は管理ルールに基づいて実施したのではなく、状況を見て配慮をなした結果です。

第6章 まとめ

(1) 避難所運営

まとめをさせていただきます。避難所運営についてはなすべきことが多く、ボランティアがいなければ運営はできません。普

段からのボランティアの養成が必要です。
避難所運営の質が求められる時代です。

(2) 熊本学園大学における事例

熊本学園大学がインクルーシブ避難所運営を成功できたのは、潜在能力の高さがあったことだと思います。このインクルーシブ避難所については、今後は人権尊重の理想型の避難所として、お手本になるものだと考えております。

(3) 福祉避難所

福祉避難所には専門職の方がおられて、設備が整っているのが期待をしたいのですが、全体的には実効性がないという実態があるので、何とか方法を考えないといけないと思っていますけれども、その原因を次のように考えています。福祉避難所は福祉施設を担当している福祉担当部局が所管し、福祉部局は防災を職務とは思っていないところがあります。一方では防災担当部局では福祉部局担当エリアには手が出せないという縦割り行政の悲しさで、なかなか福祉避難所運営がうまくいかないという実態があるように思っております。

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、成熟したコミュニティにおいて災害文化が育っているコミュニティにお

いては有効ですけれども、そうではないコミュニティに対しては、全く別の方法を発明しないといけないと考えております。個別避難計画については、作成するだけでなく、作成義務を超えて実効性を求め、それに基づいた訓練を実施しないといけないと考えています。

(5) 防災意識

防災意識は全ての根本ですけれども、最近の出来事でこんなことがございました。某知事さんから、「奈良県は個別避難計画の作成率において他県に後れを取っている」ことを公式に認める発言がございました。これは一歩前進だと思っています。私の方で「奈良県の作成率は最下位、最下位」と声を上げてきたことが、多少は効果があったのかと思っております。しかし、それに続く言葉…「県内では近年、死者を伴う災害は発生していない」という発言がありました。2018年、大和高田市で1名の方が洪水によって亡くなっておられます。正しい事実認識から正しい防災意識が生まれる…というのが私の考えです。

以上で終わらせていただきます。質問などがありましたらどうぞ。

活 動 記 録

2023年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告

○2023年度総会及び記念講演会

日 時：2023年5月13日（土） 13：00～15：30

方 法：オンライン

総会 13：00～13：50

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事
 - ア. 2022年度活動報告
 - イ. 2022年度会計報告
 - ウ. 2022年度会計監査報告
 - エ. 役員改選 議長から説明、承認
 - オ. 2023年度新役員紹介
 - カ. 2023年度新会長挨拶
 - キ. 2023年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - ク. その他
5. 閉会

記念講演会 14：00～15：30

講演者：なんもり法律事務所 弁護士 南 和行 氏

演 題：同性カップル弁護士夫夫の事件簿から

「SOGIEの話 -大学だからダイバーシティ&インクルージョン-」

参加人数：48名

○第1回幹事会

日 時：2023年11月1日（水）

（メールによる持ち回り審議）

議 事：

【審議事項】

1. 2023年度講演会の開催について

【報告事項】

1. 行事日程及び幹事会日程

○第2回幹事会

日 時：2023年12月21日（木） 15：00～15：15

方 法：オンライン

議 事：

【審議事項】

1. 研修・交流会の開催について
2. 2023年度研究報告編集について
3. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. 過去の関係書類の廃棄について
3. その他

○2023年度講演会

日 時：2023年12月21日（木） 15：30～17：00

方 法：オンライン

講 演 者：帝塚山大学 法学部 教授 末吉 洋文 氏

演 題：「日本における人権保障の現状と課題」

～多様性をキーワードに、ジェンダー平等や子どもの権利、大学と人権など～

参加人数：44名

○第3回幹事会

日 時：2024年2月29日（木） 15：00～15：25

方 法：オンライン

議 事：

【審議事項】

1. 新旧合同幹事会の開催について
2. 2024年度総会及び記念講演会の開催について
3. その他

【報告事項】

1. 2023年度会費の納入について
2. 各幹事校における人権に関する取組の紹介・意見交換
3. その他

○2023年度研修・交流会

日 時：2024年2月29日（木） 15：30～17：00

方 法：オンライン

講 演 者：川口 均 氏（防災士・BCM防災研究所主宰）

演 題：「自然災害と人権」

～ソリューションは機能したか？～

参加人数：51名

○新旧合同幹事会

日 時：2024年4月17日（水）

（メールによる持ち回り審議）

議 事：

【審議事項】

1. 2024年度総会及び記念講演会について
2. 2023年度活動報告について
3. 2023年度決算報告について
4. 2024年度会長校及び役員大学の選出について
5. 2024年度事業計画（案）及び予算（案）について
6. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. 研究報告冊子の保管について

3. その他

奈良県大学人権教育研究協議会
2023年度 役員一覧

会 長	帝塚山大学	熊 谷 礼 子
事 務 局 長	帝塚山大学	渡 邊 克 宏
副 会 長	奈良芸術短期大学	平 田 博 也
幹 事	奈良女子大学	黒 子 弘 道
幹 事	奈良先端科学技術大学院大学	加 藤 博 一
幹 事	畿央大学	MUTH Randy
幹 事	大和大学白鳳短期大学部	中 山 智 子
監 査 委 員	天理大学	永 尾 比奈夫
監 査 委 員	奈良佐保短期大学	池 内 ますみ

資 料

結 成 宣 言

部落問題は、我国の最も重大にして深刻な社会問題であり、人権侵害の社会的現実として存在する。しかし、まだ多くの国民は、この現実を知らないし、また知っていても関わりを持ちたがらない。それらがいまでも差別を存続させている。近代日本の歴史は、これまでの思想や学問、教育のなかに差別的な体質をもちつづけてきた。そのなかで部落差別や人権侵害の社会的存在をあきらかにしてきたのは、それへの苦闘をかさねた部落解放運動の歴史的なたたかいであった。それゆえに、部落差別についての正しい認識と解決への意欲なしには、日本文化を理解し、日本人として人間を解放することはできない。

とりわけ、全国水平社の発祥地、奈良県では、戦後いち早く、長欠不就学児童生徒のきびしい差別の現実には教師たちは直面し、1952年から同和教育への取り組みをはじめた。今日では全国の幼、小、中、高校において、教育権の保障、進路保障および差別を許さない人間形成の教育実践が推進されている。また、1983年には、全国大学同和教育研究協議会が結成されたが、本県においてもようやく本協議会の結成を見るにいたった。奈良県内の大学では、これまでも数多くの差別事件が起こっており、その解決に向けて今後いっそうの研究と教育に対する充実整備への取り組みに努力しなければならない現状にある。それには、これまで大学の体制の中に、むしろ差別を温存助長してきた体質の側面をもっていたことを素直に認めなければならないであろう。

本来、大学が果たす教育や研究の社会的使命と役割には、部落差別の解消をいう国民的課題に応える義務があり、また、学生に同和教育を正しく位置づけ推進するという課題をもっている。そのためには、一人ひとりの大学教職員が部落差別の解決をみずからの問題ととらえ、これと取り組むことからはじめなければならない。さらには、障害者、民族、性、生活習俗などのあらゆる差別問題の解決に、それぞれの立場から研究と教育の実践にむけていく必要がある。ここでは、当然、各自の専門専攻分野の枠をこえ、社会の現実に関心をもち、研究、教育への態度と努力が求められているのである。しかも大学は、学生に対して、人権尊重の精神と差別を許さない人格形成への教育を推進するため、人権問題の研究室や専門科目の設置など条件の整備充実を早急に図ることが迫られている。同時にそれは、差別と人権の学問研究を通して、大学における専門とはなにか、学問とは

なにか、大学とはなにか、と問われているのである。

さて、いまや日本は国際人権規約を批准した国となった。それはいかなる国家の国民に対しても、国籍や性別をこえ、一人の『人間』としてとらえ、その人権を保障するものである。したがって、部落差別をはじめ人間に対するさまざまな人権問題をとらえ、その解決に取り組むことは、まさに大学においても国際的課題なのである。

われわれ大学教職員は、研究と教育の推進にたずさわると同時に、また、一個の『人間』として差別解消に取り組む連帯の輪をひろげ、人権尊重の思想・文化・学問などの研究交流や共同研究の場をつくりあげねばならない。さらには、大学はその使命として人権問題研究の条件整備をはかり、国際的視野にたった学生の人格形成への教育に努めなければならない。いま、それは大学の果たすべき役割として緊急にせまられている課題である。

本日の結成総会において、われわれは決意を新たにし、これらの課題にむけて前進することを宣言する。

1986年12月22日

奈良県大学同和教育研究協議会結成総会

奈良県大学同和教育研究協議会の名称変更について

平成16年5月22日の第19回総会において、奈良県大学同和教育研究協議会の名称が、奈良県大学人権教育研究協議会と変更されることが決定しました。

今後、奈良県大学人権教育研究協議会として、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進していきます。

2004年5月22日

奈良県大学同和教育研究協議会第19回総会

奈良県大学人権教育研究協議会 会則

第1条（名称及び事務局）この会は、奈良県大学人権教育研究協議会といい、事務局を会長の指定する場所におく。

第2条（目的）この会は、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進することを目的とする。

第3条（構成）この会は、前条の目的に賛同し、人権教育を推進する大学で構成する。

第4条（事業）この会は、会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 人権教育の内容・方法の研究成果ならびに実践の交流
2. 研究会、講習会の開催
3. 調査・研究ならびに資料の刊行
4. その他、目的達成に必要な事項

第5条（機関）この会に、次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. その他、必要に応じ機関をおくことができる。

1. 総会

総会はこの会の最高議決機関であり、加盟大学で構成し、年度毎に開き、次の事を行う。

- (1) 会務・決算の報告と承認
- (2) 活動方針・予算の審議と決定
- (3) 役員の決定
- (4) 会則の決定及び改廃
- (5) 幹事会等に付託する事項
- (6) その他必要な事項

必要に応じて、幹事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

2. 幹事会

幹事会は、会長、副会長、事務局長、及び幹事で構成し、次のことを行う。

- (1) 総会が認めた事項の執行
- (2) 緊急を要する事項の執行（この場合、総会に報告しなければならない。）
- (3) その他必要事項

第6条（役員及びその任期）この会の運営にあたるため、次の役員をおき、任期を1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名 幹事 若干名
監査委員 2名

第7条（役員の任務）役員の任務は次のとおりとする。

会 長 この会を代表し、会務を統括する。

副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

事務局長 この会の業務を処理するとともに、この会の会計をつかさどる。

幹 事 この会の事業の執行にあたる。

監査委員 この会の会計監査を行う。

第8条（役員の選出）役員は、総会の承認を得て決定する。

1. 幹事及び監査委員は、総会で選出する。

2. 会長、副会長、事務局長は、幹事のなかから選出する。

第9条（会計）この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。会計については別に定める。

第10条（会計年度）この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11条（会議）この会の会議は、会長が招集する。但し、幹事会の決議のある場合は招集しなければならない。

1. この会の総ての会議は、構成大学の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決する。

第12条（加入）この会に加入しようとするものは、幹事会の承認を得なければならない。

第13条（会則改正）会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、1986年12月22日より実施する。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、2004年5月22日より実施する。

奈良県大学人権教育研究協議会 加盟大学・短期大学一覧表
(順不同)

NO.	大 学 名
1	奈良教育大学
2	奈良女子大学
3	天理大学
4	奈良県立大学
5	奈良県立医科大学
6	帝塚山大学
7	奈良先端科学技術大学院大学
8	畿央大学
9	奈良学園大学
10	奈良大学
11	奈良芸術短期大学
12	大和大学白鳳短期大学部
13	奈良佐保短期大学

編 集 後 記

奈良県大学人権教育研究協議会は、1983年に全国大学同和教育研究協議会が結成されたのを承け、1986年に奈良県大学同和教育研究協議会が結成されたのが始まりです。当時、奈良県の大学で多くの差別事件が起こり、その解決のための研究と教育を充実・整備するためのものでありました。

その後、2004年に現在の名称に変更されましたが、部落差別とともに、障害のある人、民族、性、生活習俗などにかかわる多種多様な差別問題の解決を目指すために、さらなる研究と教育の実践が切実に求められていたからです。当協議会では13の大学・短大が構成校となり、大学、学生、大学教職員に密接なテーマを掲げ、毎年度数回の講演会を開催しています。

本年度最初となる5月の記念講演会では、南 和行先生（なんもり法律事務所 弁護士）に「同姓カップル弁護士夫夫の事件簿から SOGIEの話 -大学だからダイバーシティ&インクルージョン-」と題してご講演いただきました。

「SOGIE」についての説明とダイバーシティ&インクルージョンについて、具体的な例を挙げてわかりやすくお話しいただきました。

また、一橋大学アウトィング事件を紹介され、控訴審判決においてアウトィングを「人格権ないしプライバシー権を著しく侵害する許されない行為」として不法行為であることを明言したことや国立市においてアウトィングの違法性を確認する条例が制定されたことに関して詳細にわたりお話しいただきました。

12月に行われた第二回の講演会では、末吉洋文先生（帝塚山大学 法学部 教授）に「日本における人権保障の現状と課題～多様性をキーワードに、ジェンダー平等や子どもの権利、大学と人権など～」と題してご講演いただきました。「世界から見た日本の人権保障」、「平和学と国際人権法の観点から」、「多様性の重要性」、「ジェンダー平等」、「子どもの権利」、「大学と人権」について具体的な取り組み事例や世界レベルにおける日本の位置に関するデータなどを挙げてわかりやすくお話しいただきました。また、「エンパシーを鍛える」との観点から「立場を逆転・バリアフルレストラン」とのタイトルで車いすでの生活が当たり前の世界におけるレストランでの接客を描いた動画を視聴しました。

2月に行われた第三回の講演会では、川口 均先生（BCM防災研究所 防災士）に「自然災害と人権」と題してご講演頂きました。

災害現場で生じた人権問題について、2018年に発生した西日本豪雨による倉敷市真備町

での被災状況をもとに詳しく解説していただきました。また、要配慮者施設に作成が義務づけられている避難確保計画について、東日本大震災、平成28年台風10号、令和2年7月豪雨での被災状況をもとに解説いただきました。更に2016年に発生した熊本地震の際の熊本学園大学によるインクルーシブ避難所についてわかりやすくお話しいただきました。

奈良県における個別避難計画の作成率について2024年1月に知事が他県に後れをとっていることを認めて、今後の努力を宣言されたとの紹介で締め括られました。

ご講演いただいた内容は、いずれも大人として学ぶことが必要な人権に関する諸問題であり、これらの学びを教職員や学生と共有し、今後の大学運営や教育・研究において活かしていただきたいと存じます。最後になりましたが、この場をお借りして、ご協力・ご支援いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

2023年度会長校 帝塚山大学

発 行 奈良県大学人権教育研究協議会

発行年月 2024年8月

事務局 帝塚山大学

〒631-8585 奈良市学園南三丁目1番3号

TEL 0742-41-4329

印 刷 株式会社 明新社

〒630-8141 奈良市南京終町3丁目464番地

TEL 0742-63-0661